

葛城市障がい者計画
第6期葛城市障がい福祉計画
第2期葛城市障がい児福祉計画
(案)

葛 城 市

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制.....	4
第5節 計画の推進体制.....	5
第2章 障がい福祉を取り巻く現状.....	6
第1節 各種データからみる現状.....	6
第2節 障がい福祉サービスの利用状況.....	12
第3節 地域生活支援事業の利用状況.....	17
第4節 アンケート調査結果からみる現状.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 計画の基本理念.....	41
第2節 計画の基本目標.....	42
第3節 計画の視点.....	43
第4節 施策の体系.....	44

第2部 障がい者計画

基本目標1 住み慣れた地域でいきいきと暮らすために.....	47
施策1 《理解》.....	47
施策2 《教育》.....	49
施策3 《生活支援》.....	52
基本目標2 安心して安全な社会生活を送るために.....	56
施策4 《保健・医療》.....	56
施策5 《生活環境》.....	58
基本目標3 健やかで活力ある生活を支えるために.....	60
施策6 《雇用・就労》.....	60
施策7 《社会参加》.....	62

第3部 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の概要について.....	64
第1節 計画の目的.....	64
第2節 計画策定の基本的指針.....	64
第2章 基本指針に定める成果目標.....	65

第1節	施設入所者の地域生活への移行.....	65
第2節	地域生活支援拠点等の整備.....	66
第3節	福祉施設から一般就労への移行.....	67
第4節	相談支援体制の充実・強化等.....	68
第5節	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	68
第3章	障がい福祉サービス.....	69
第1節	障がい福祉サービスの実績と見込み.....	69
第4章	地域生活支援事業.....	75
第1節	地域生活支援事業の実績と見込み.....	75
第5章	その他の指標.....	86
第1節	地域生活支援拠点等の設置と機能の充実.....	86
第2節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	87
第3節	相談支援体制の充実・強化等.....	88
第4節	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	89
第4部	障がい児福祉計画	
第1章	障がい児福祉計画の概要について.....	90
第1節	計画の目的.....	90
第2節	計画策定の基本的指針.....	90
第2章	基本指針に定める成果目標.....	91
第1節	障がい児支援の提供体制の整備等.....	91
第2節	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	92
第3章	障がい児福祉サービスの実績と見込み.....	93
第1節	障がい児支援事業.....	93
第5部	資料編	
1.	葛城市障がい者計画等策定委員会.....	95
2.	中和地区3市1町障がい者自立支援協議会.....	97
3.	障がい者に関係するマーク.....	98
4.	葛城市内のサービス事業所・相談支援事業所.....	100
5.	用語解説.....	101



第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年における障がい者施策に関する国の動向としては、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援を総合的に提供し、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

そして、平成30年4月には「生活」と「就労」への支援の一層の充実、障がいのある子どもの支援のニーズの多様化に対応するための支援拡充等を内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、さらなるサービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われることとなりました。

また平成28年4月には「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」の施行、平成28年8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、共生社会の実現に向けた取組が、より一層推進されています。

本市においては「地域の輪がひとつになって」という基本理念のもと、「葛城市障がい者計画」「第5期葛城市障がい福祉計画」「第1期葛城市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉に係る施策を総合的、計画的に取り組んできました。

これらの計画期間が令和2年度において終了することから、障がいのある人等の取り巻く環境や社会情勢の変化に対応し、共生社会の実現をより一層推し進めるために、新たな「葛城市障がい者計画」「第6期葛城市障がい福祉計画」「第2期葛城市障がい児福祉計画」を策定します。

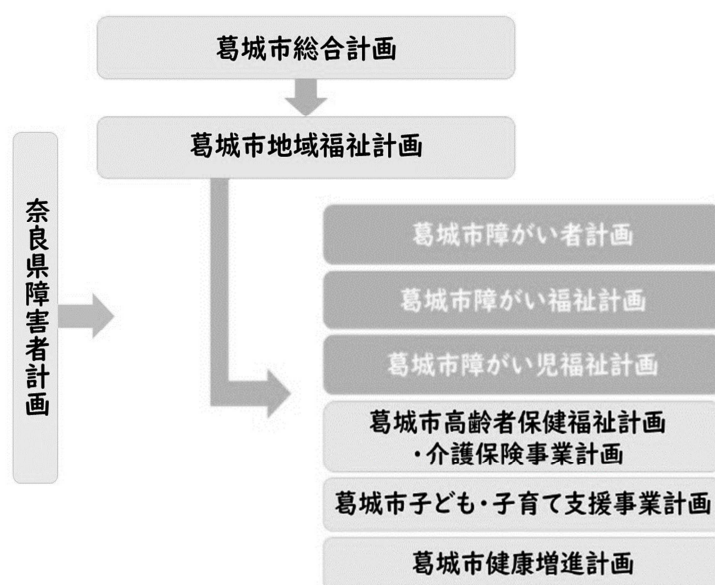
■ 障がい者施策関連法令等の動向

	主な制度・法律	主な内容
平成 25 年	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会実現等の基本理念の制定 ・ 障がい者の範囲見直し (難病等を追加)
平成 26 年	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成 27 年	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・ 法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい者支援地域協議会の設置 ・ 発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30 年	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化
令和元年	【改正】障害者雇用促進法 ※令和 2 年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者活躍推進計画策定の義務化 ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

第2節 計画の位置づけ

1. 本市における各計画との整合

本計画は、上位計画となる「葛城市総合計画」及び「葛城市地域福祉計画」と整合性を踏まえ、策定しています。また「葛城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「葛城市子ども・子育て支援事業計画」「葛城市健康増進計画」等の福祉に関する計画とも整合を図ります。



2. 計画の法的位置づけ

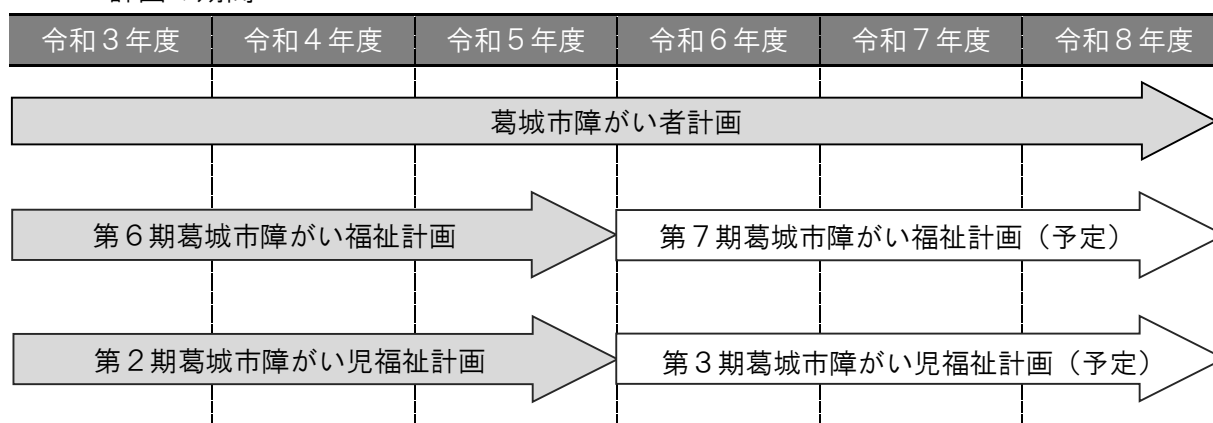
本計画は「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障がい者計画」として、本市における障がいのある人の自立と社会参加を促進するために総合的に枠組みを定め、基本的な方向を示す計画と、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備、サービスの見込み量を設定し支援体制の計画的な整備の方向性を示す計画とを一体的に策定するものです。

第3節 計画の期間

「葛城市障がい者計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、「第6期葛城市障がい福祉計画」及び「第2期葛城市障がい児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

関係法令の施行や制度改正等を含め、社会経済状況やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間



第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、市民の代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、障がい者団体、地域団体等の関係者で構成する「葛城市障がい者計画等策定委員会」を開催しました。策定委員会においては内容等について審議、検討し、その意見を踏まえ計画を策定いたしました。

また、本計画の施策・事業に関連のある関係機関及び市内関係部署等と連携、協力し、計画策定に係る協議、検討を行いました。

第5節 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の整備

障がいのある人を取り巻く状況は多様化しており、内容が福祉・保健・教育・生活環境等様々な分野に関わることから、本計画の推進には全庁的な取組が必要となります。

庁内部署の連携を図りながら、障がいのある人への理解促進と福祉意識を高め、計画を総合的に推進します。

2. 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、各関係機関との連携が重要となります。自立支援協議会をはじめ、障がい者団体、民生・児童委員、相談支援事業者、サービス事業者等との連携を強化し、障がいのある人のニーズの把握等に努め、推進体制を構築します。

また国や県からの計画推進に係る情報収集に努めるとともに、近隣市町村との情報交換や連携も行います。

3. 計画の検証及び評価

計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込み量を確保するための方策について検証するため、毎年、計画の進捗状況を「葛城市障がい者計画等策定委員会」に報告し意見を求めます。進捗状況等についての意見や提案があった場合、必要に応じて計画内容の見直し等を検討します。

第2章 障がい福祉を取り巻く現状

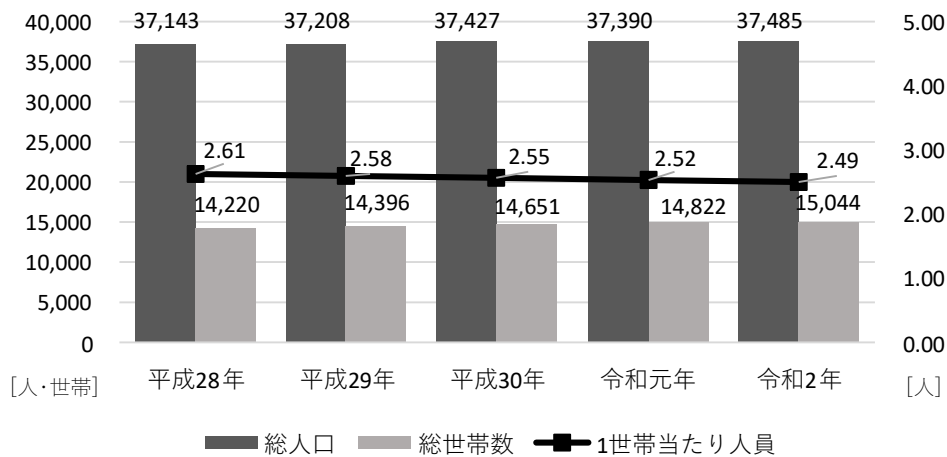
第1節 各種データからみる現状

1. 人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の総人口は増加傾向にある中、平成30年から令和元年にかけて微減となりましたが、令和2年は再び増加に転じています。

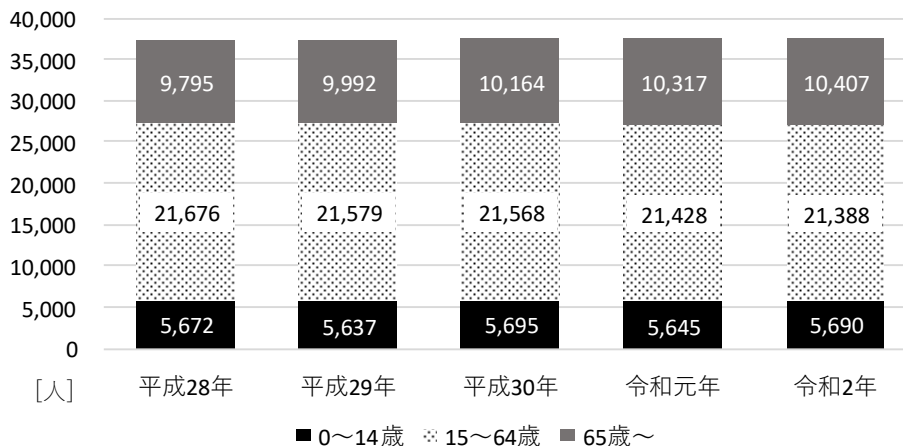
総世帯数においては増加していますが、世帯当たりの人員では減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 年齢3区分人口

年齢3区分人口で見ると、0～14歳人口はほぼ同数で推移しており、15～64歳人口は減少傾向にある一方、65歳以上人口では増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

2. 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳所持者の合計は年々やや減少しています。障がい部位別では肢体不自由、内部障がいの割合が多くなっています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の等級別推移 (単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	381	397	390
2 級	194	187	188
3 級	257	259	255
4 級	405	389	381
5 級	85	85	84
6 級	109	104	105
合計	1,431	1,421	1,403

資料：社会福祉課（各年度 3 月末時点）

■ 身体障がい者手帳所持者数の年齢区分別推移 (単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満所持者数	33	35	34
18 歳～64 歳所持者数	313	303	301
65 歳以上所持者数	1,085	1,083	1,068
合計	1,431	1,421	1,403

資料：社会福祉課（各年度 3 月末時点）

■ 身体障がい者手帳所持者数の障がい部位別推移 (単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	76	75	80
聴覚・平衡機能障がい	164	159	158
音声・言語障がい	11	11	12
肢体不自由	784	766	745
内部障がい	396	410	408
合計	1,431	1,421	1,403

資料：社会福祉課（各年度 3 月末時点）

(2) 療育手帳

療育手帳所持者数の合計は、年々増加傾向にあります。等級別では A1、A2、B2 が増加しています。

■ 療育手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	32	32	30
A1	53	54	58
A2	73	81	86
B	12	11	9
B1	82	79	81
B2	92	92	99
合計	344	349	363

資料：社会福祉課（各年度 3 月末時点）

■ 療育手帳所持者数の年齢区分別推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満所持者数	121	117	122
18 歳～64 歳所持者数	202	208	214
65 歳以上所持者数	21	24	27
合計	344	349	363

資料：社会福祉課（各年度 3 月末時点）

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の合計は、年々増加傾向にあります。等級別では2級、3級が増加しています。

■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	36	39	36
2 級	135	151	162
3 級	72	71	86
合計	243	261	284

資料：社会福祉課 (各年度 3 月末時点)

■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢区分別推移 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満所持者数	8	6	10
18 歳～64 歳所持者数	189	207	220
65 歳以上所持者数	46	48	54
合計	243	261	284

資料：社会福祉課 (各年度 3 月末時点)

3. 障がいのある子どもの就学・進路状況

特別支援学級に在籍の児童・生徒数は、全体で増加しています。通級指導を受けている生徒は年度によって増減しています。

特別支援学校の在籍者数は、中学部、高等部がほぼ横ばいであるのに対し、小学部が増加傾向にあります。

特別支援学校高等部卒業生の進路としては、福祉施設通所・在宅等が多くなっています。

(1) 特別支援学級・通級指導教室の在籍者数 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	109	107	103
中学校	32	36	46
通級指導教室	6	11	7

資料：市教育委員会（各年度5月1日時点）

(2) 特別支援学校の在籍者数 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
幼児部	0	0	0
小学部	13	18	21
中学部	8	8	8
高等部	17	18	16
合計	38	44	45

資料：県内特別支援学校（各年度3月末時点）

(3) 特別支援学校高等部卒業生の進路状況 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
進学	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0
一般就職	1	0	2
福祉施設通所・在宅等	2	8	3
その他	0	0	0
合計	3	8	5

資料：県内特別支援学校（各年度3月末時点）

4. 難病患者等の状況

難病患者数等については、指定難病患者数はやや増加傾向にありますが、小児慢性特定疾病患者数はほぼ横ばいとなっています。

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定難病	301	313	316
小児慢性特定疾病	68	71	68

資料：中和保健所（各年度 3 月末時点）

5. 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者数については、更生医療、精神通院医療が増加傾向にありますが、育成医療は年度によって増減しています。

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
更生医療	75	79	84
育成医療	13	20	13
精神通院医療	376	385	405
合計	464	484	502

資料：社会福祉課（各年度 3 月末時点）

第2節 障がい福祉サービスの利用状況

平成30年度から令和2年度における障がい福祉サービスの計画値及び実績値の推移です。なお、令和2年度実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年のない実績値の変動となっている場合があります。

1. 訪問系サービスの推移

訪問系サービスでは、居宅介護及び行動援護の利用時間の実績値が計画値を上回っています。また、同行援護では利用時間の実績値が年々減少しています。

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
居宅介護	時間/月	計画値	503.8	517.8	531.8
		実績値	565	595	592
	人/月	計画値	36	37	38
		実績値	32	35	34
重度訪問介護	時間/月	計画値	270	270	270
		実績値	206	199	202
	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	1	1	1
同行援護	時間/月	計画値	91.7	110	128.3
		実績値	95	71	43
	人/月	計画値	5	6	7
		実績値	7	5	4
行動援護	時間/月	計画値	455.4	480.7	506
		実績値	582	639	538
	人/月	計画値	18	19	20
		実績値	22	24	21
重度障がい者等訪問支援	時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「時間/月」=月間平均の延べ利用時間

「人/月」=月間平均の実利用人数

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、生活介護、短期入所（福祉型）の実績値が利用日数、利用人数とも計画値をほぼ上回っています。

就労継続支援（B型）は利用日数、利用人数とも実績値が年々増加しています。

また、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、短期入所（福祉型）では、利用日数、利用人数とも令和元年度と比べて令和2年度の実績値が減少しています。

サービスの種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
生活介護	人日/月	計画値	1,520	1,558	1,596
		実績値	1,521	1,668	1,710
	人/月	計画値	80	82	84
		実績値	80	86	87
自立訓練（機能訓練）	人日/月	計画値	44	44	44
		実績値	38	31	27
	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	3	3	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	計画値	66	88	110
		実績値	43	50	19
	人/月	計画値	3	4	5
		実績値	3	4	2
就労移行支援	人日/月	計画値	220	242	264
		実績値	167	183	119
	人/月	計画値	10	11	12
		実績値	9	9	7
就労継続支援（A型）	人日/月	計画値	528	550	572
		実績値	456	438	441
	人/月	計画値	24	25	26
		実績値	25	23	24
就労継続支援（B型）	人日/月	計画値	1,056	1,078	1,100
		実績値	958	1,085	1,320
	人/月	計画値	48	49	50
		実績値	57	64	75
就労定着支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	2
療養介護	人/月	計画値	4	4	4
		実績値	5	5	5

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所（福祉型）	人日/月	計画値	100	100
		実績値	104	161
	人/月	計画値	10	10
		実績値	16	24
短期入所（医療型）	人日/月	計画値	7	7
		実績値	7	9
	人/月	計画値	1	1
		実績値	1	1

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人日/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

3. 居住系サービス

居住系サービスでは、共同生活援助と施設入所支援は概ね計画値どおりの実績値となっています。自立生活援助はまだ実績がありません。

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	人/月	計画値	25	27
		実績値	25	27
施設入所支援	人/月	計画値	29	29
		実績値	31	30
自立生活援助	人/月	計画値	1	1
		実績値	0	0

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

4. 相談支援

相談支援では、計画相談支援は概ね計画値どおりの実績値となっています。地域移行支援、地域定着支援はまだ実績がありません。

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
計画相談支援	人/月	計画値	25	27	30
		実績値	25	27	29
地域移行支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人/月」=月間平均の実利用人数

5. 障がい児通所支援

障がい児通所支援では、児童発達支援は利用日数の実績値が計画値を大きく下回っています。また利用人数の実績値においては令和元年度と比べて令和2年度が大きく下回っています。

放課後等デイサービスは利用日数、利用人数とも実績値が年々増加しています。

障がい児相談支援は実績値が計画値を下回っています。

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
児童発達支援	人日/月	計画値	480	550	620
		実績値	323	297	228
	人/月	計画値	48	55	62
		実績値	53	51	36
放課後等デイサービス	人日/月	計画値	857	967	1,087
		実績値	955	1,127	1,338
	人/月	計画値	78	88	99
		実績値	91	105	125
保育所等訪問支援	人日/月	計画値	2	3	4
		実績値	1	2	2
	人/月	計画値	2	3	4
		実績値	1	2	1

サービスの種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療型児童発達支援	人日/月	計画値	48	48	48
		実績値	11	0	0
	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	1	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	計画値	28	34	40
		実績値	25	24	28

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人日/月」＝月間の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

第3節 地域生活支援事業の利用状況

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
相談支援事業	委託箇所	6	6	6	
手話通訳者等派遣事業	人/年	14	12	24	
要約筆記者等派遣事業	人/年	0	3	1	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支給用具	件/年	0	2	0
	自立生活支援用具	件/年	1	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	6	3	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	2	2
	排泄管理支援用具	件/年	891	939	987
	住宅改修費	件/年	0	1	1
移動支援事業	人/月	599	597	597	
	時間/月	51	52	49	
地域活動支援センター I型 (市内所在)	事業所数	1	1	1	
	人/月	15	14	18	
地域活動支援センター I型 (市外所在)	事業所数	1	1	1	
	人/月	8	8	5	
地域活動支援センター II型 (市外所在)	事業所数	1	1	1	
	人/月	2	1	1	
福祉ホーム事業	人/月	3	1	1	
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	
更生訓練費給付事業	人/月	0	0	0	
日中一時支援事業	人/月	24	20	17	
社会参加支援事業	回/年	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業	人/年	11	2	13	
自動車運転免許取得費補助事業	人/年	0	0	0	
自動車改造費補助事業	人/年	0	0	0	

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人/月」=月間平均の実利用人数

「時間/月」=月間平均の延べ利用時間

第4節 アンケート調査結果からみる現状

1. 調査概要

本調査は、「葛城市障がい者計画・第6期葛城市障がい福祉計画・第2期葛城市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある皆さまの実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者施策及び障がい福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

調査対象者	： 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給中の方、障がい福祉サービス等をご利用の方から抽出
調査期間	： 令和2年7月30日(木)～ 令和2年8月14日(金)(全16日間)
調査方法	： 調査票による本人記入方式(本人の記入が困難な場合代筆可) 郵送配布・郵送回収による調査方法
配布数	： 2,000人
有効回収数	： 929人
有効回収率	： 46.5%

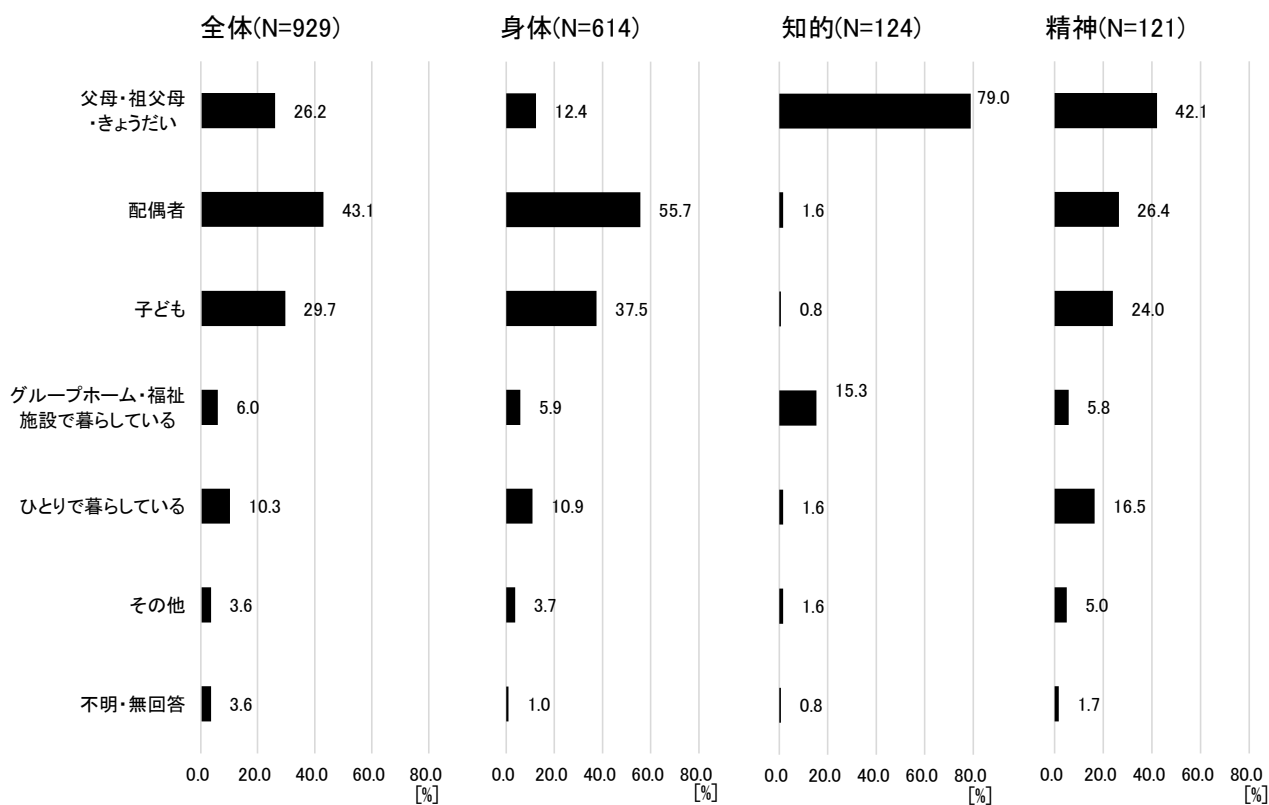
2. 報告書の見方

- 単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 図表中の「SA(single answer)」は単数回答、「MA(multi answer)」は複数回答をそれぞれ表しています。
- 設問、本文中の選択肢、グラフ及び表中の表記について、長い文は簡略化している場合があります。
- 本報告書は、それぞれの所持手帳別にクロス集計をかけることで身体障がい者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障がい者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。そのため、重複手帳所持者は、それぞれに数えられ、集計されていません。
- 分析における「身体」「知的」「精神」とは調査票におけるお持ちの手帳等の種類によって分類しています。身体障がい者手帳をお持ちの方を「身体」、療育手帳をお持ちの方を「知的」、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方を「精神」と表記します。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文章は簡略化している場合があります。

3. 調査結果

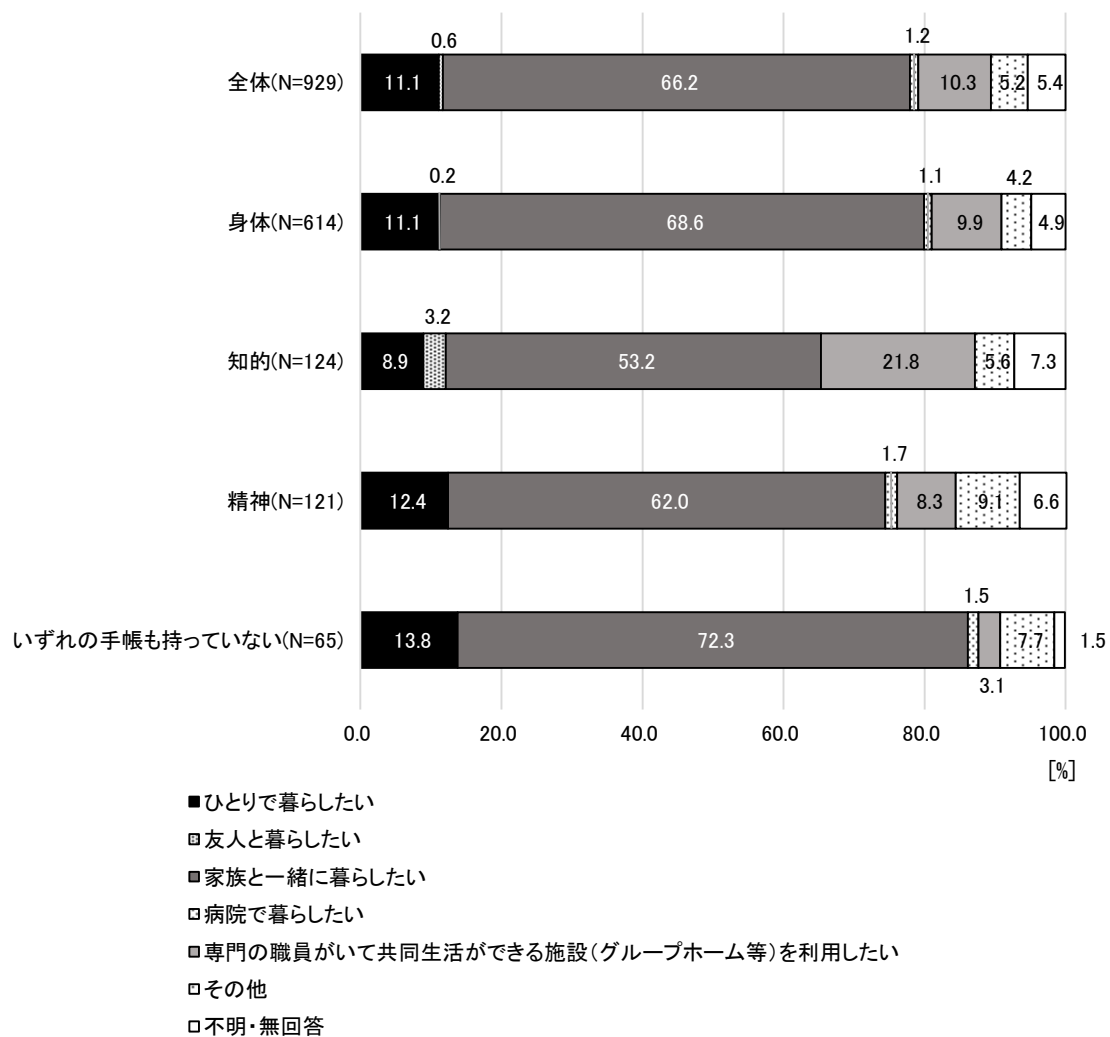
問1 現在、誰と一緒に暮らしていますか。(MA)

全体では「配偶者」が43.1%と最も高くなっています。身体では「配偶者」が55.7%で高くなっていますが、知的・精神では「父母・祖父母・きょうだい」がそれぞれ79.0%、42.1%と高くなっており、知的が特に高くなっています。



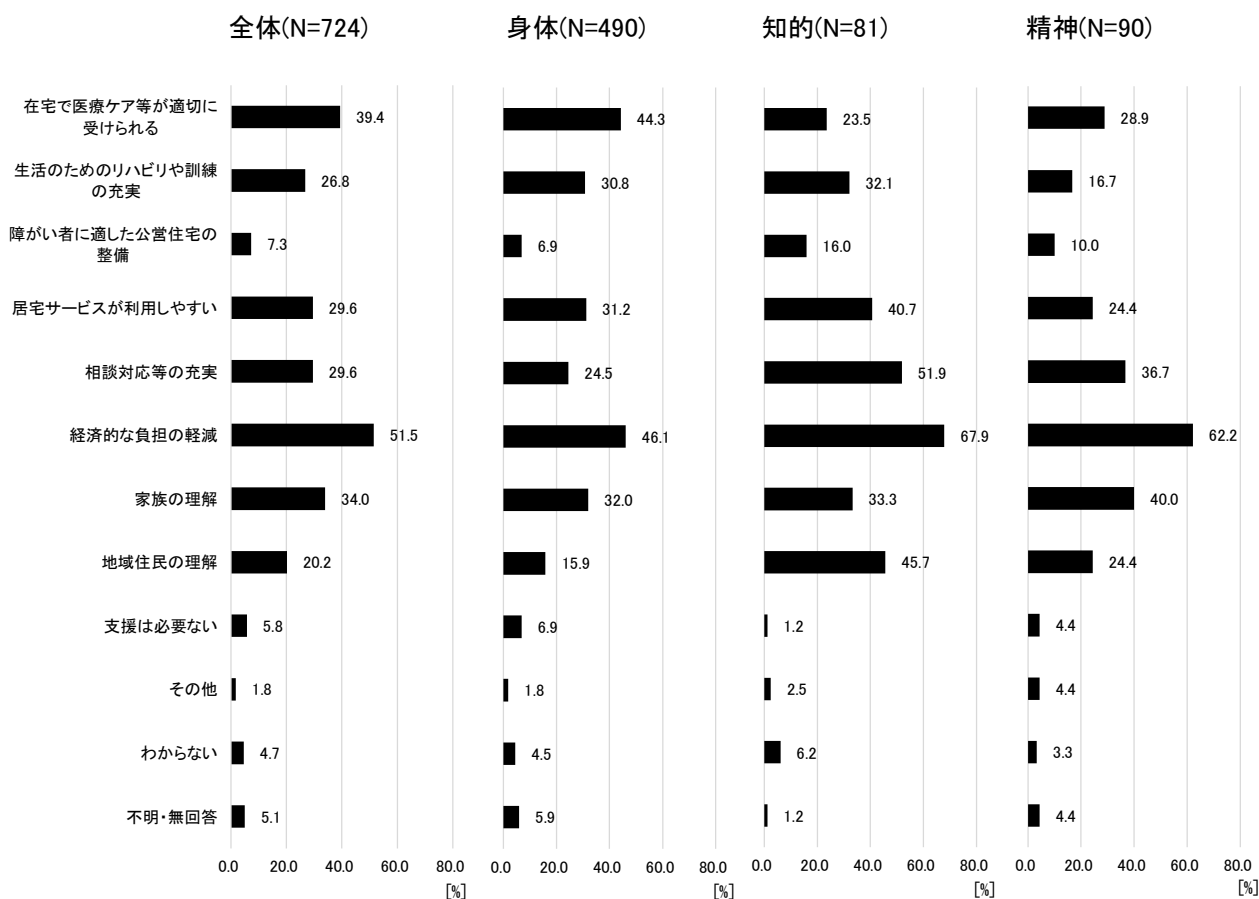
問2 今後、あなたはどのように暮らしたいですか。(SA)

全体では「家族と一緒に暮らしたい」が66.2%と最も高くなっており、身体では68.6%、知的では53.2%、精神では62.0%となっています。



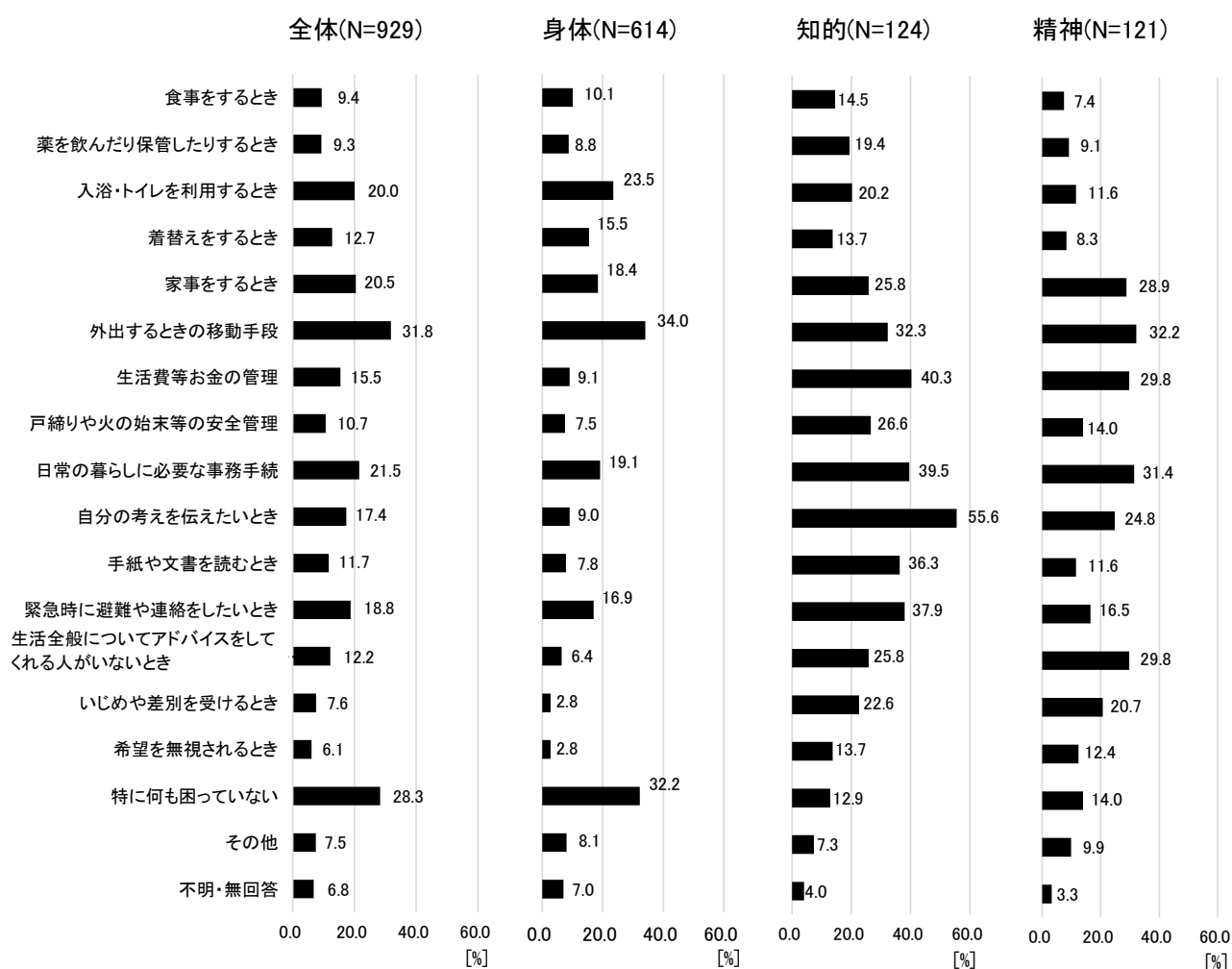
問3 在宅で暮らすため、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。(MA)

全体では「経済的な負担の軽減」が51.5%と最も高くなっており、身体では46.1%、知的では67.9%、精神では62.2%となっています。また、身体では「在宅で医療ケア等が適切に受けられる」が44.3%、知的では「相談対応等の充実」が51.9%、精神では「家族の理解」40.0%とそれぞれ高くなっていきます。



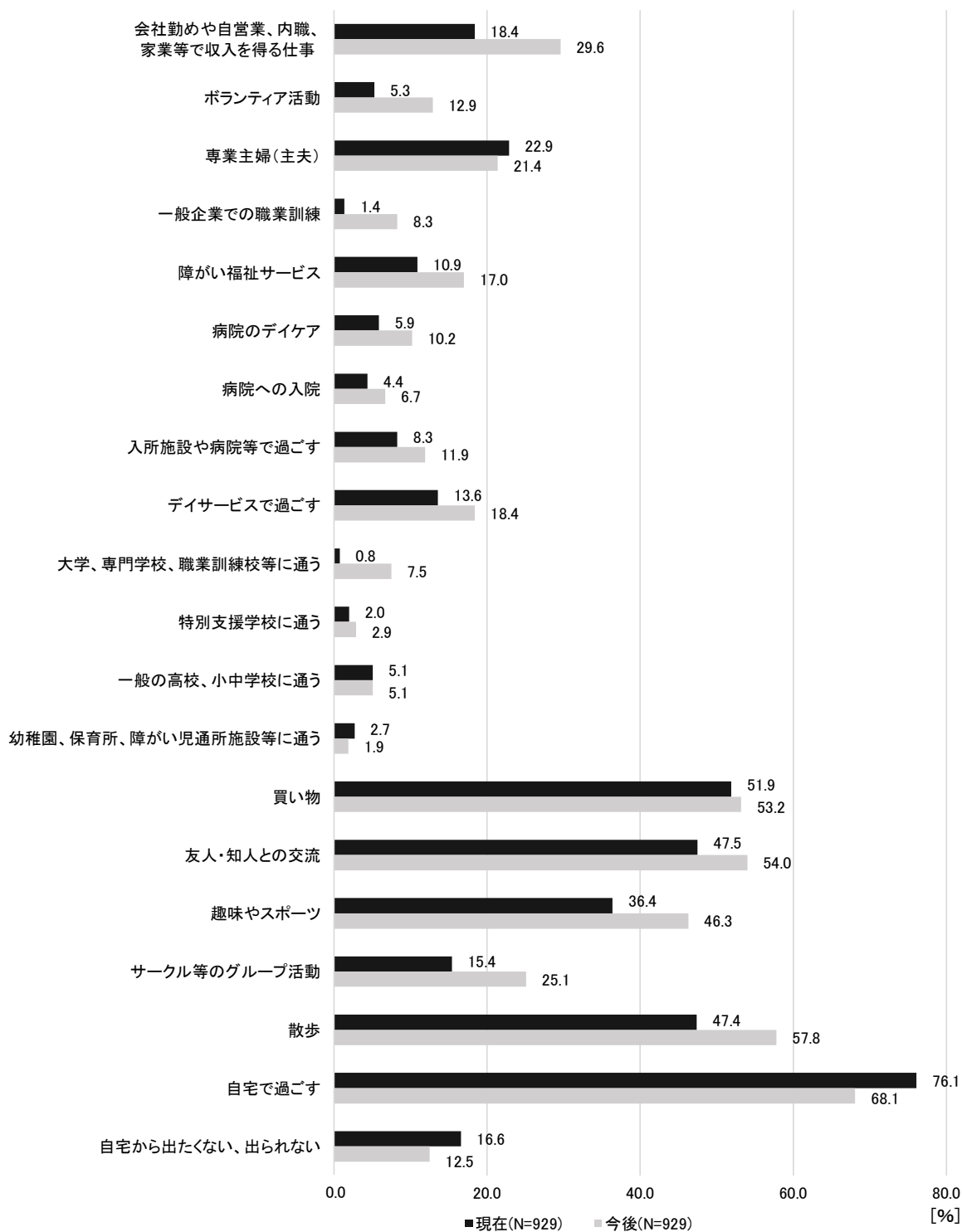
問4 生活の中でどんなときに困っていますか。また、困っていることは何ですか。(MA)

全体では「外出するときの移動手段」が31.8%と最も高くなっています。身体では「外出するときの移動手段」が34.0%と最も高く、次いで「入浴・トイレを利用するとき」が23.5%となっています。知的では「自分の考えを伝えたいとき」が55.6%と最も高く、次いで「生活費等お金の管理」が40.3%となっています。精神では「外出するときの移動手段」が32.2%と最も高く、次いで「日常の暮らしに必要な事務手続」が31.4%となっています。また、全体で「特に何も困っていない」と回答した人も高く、特に身体が高い傾向にあります。



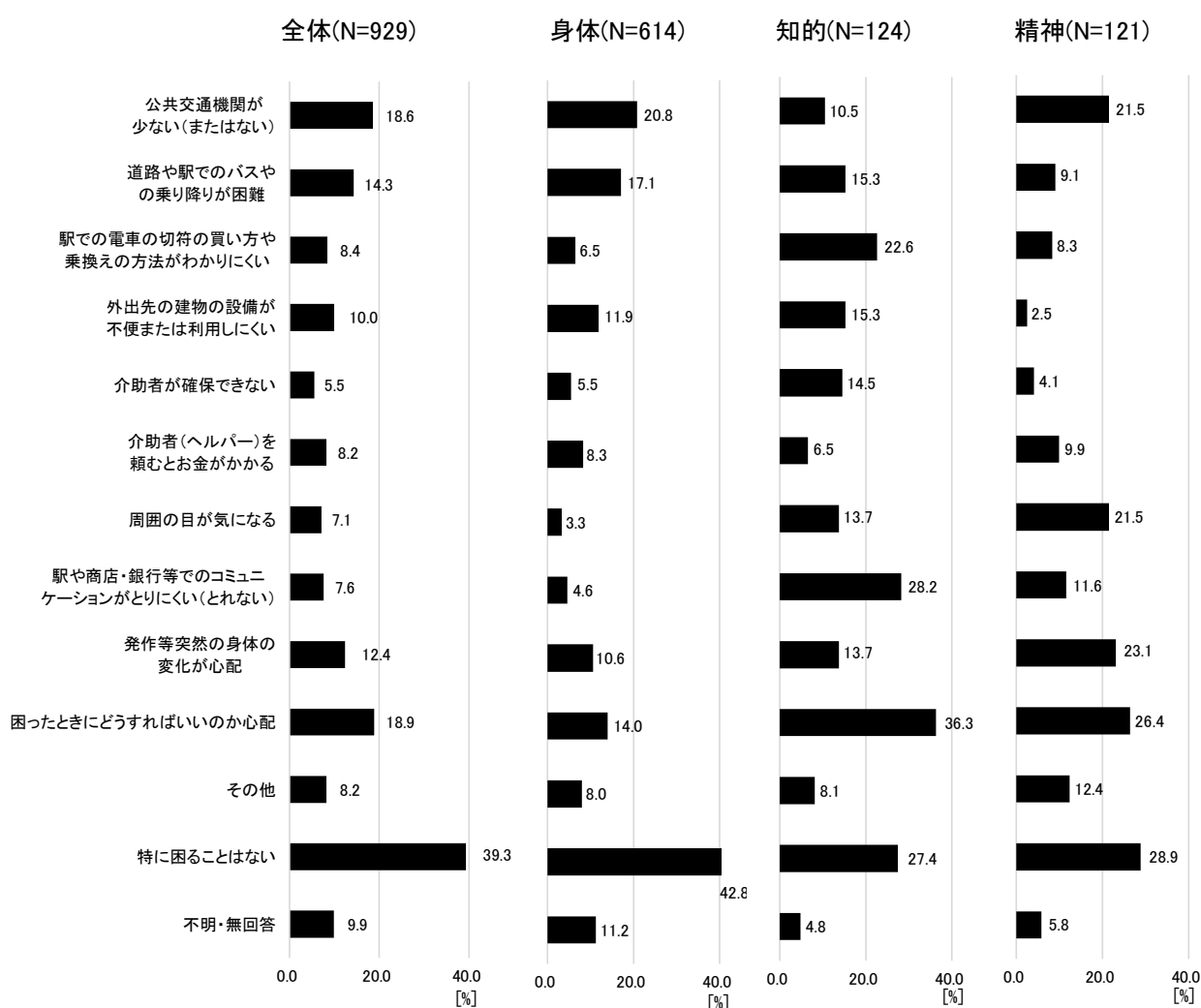
問5 現在どのように過ごしていますか。また、今後どのように過ごしたいですか。(SA)

現在の過ごし方と今後の過ごし方では、いずれも「自宅で過ごす」が最も高くなっています。それ以外では「買い物」「友人・知人との交流」「散歩」といった余暇活動が高くなっています。全体の傾向としては、現在と今後の過ごし方で概ね類似した傾向が見られます。



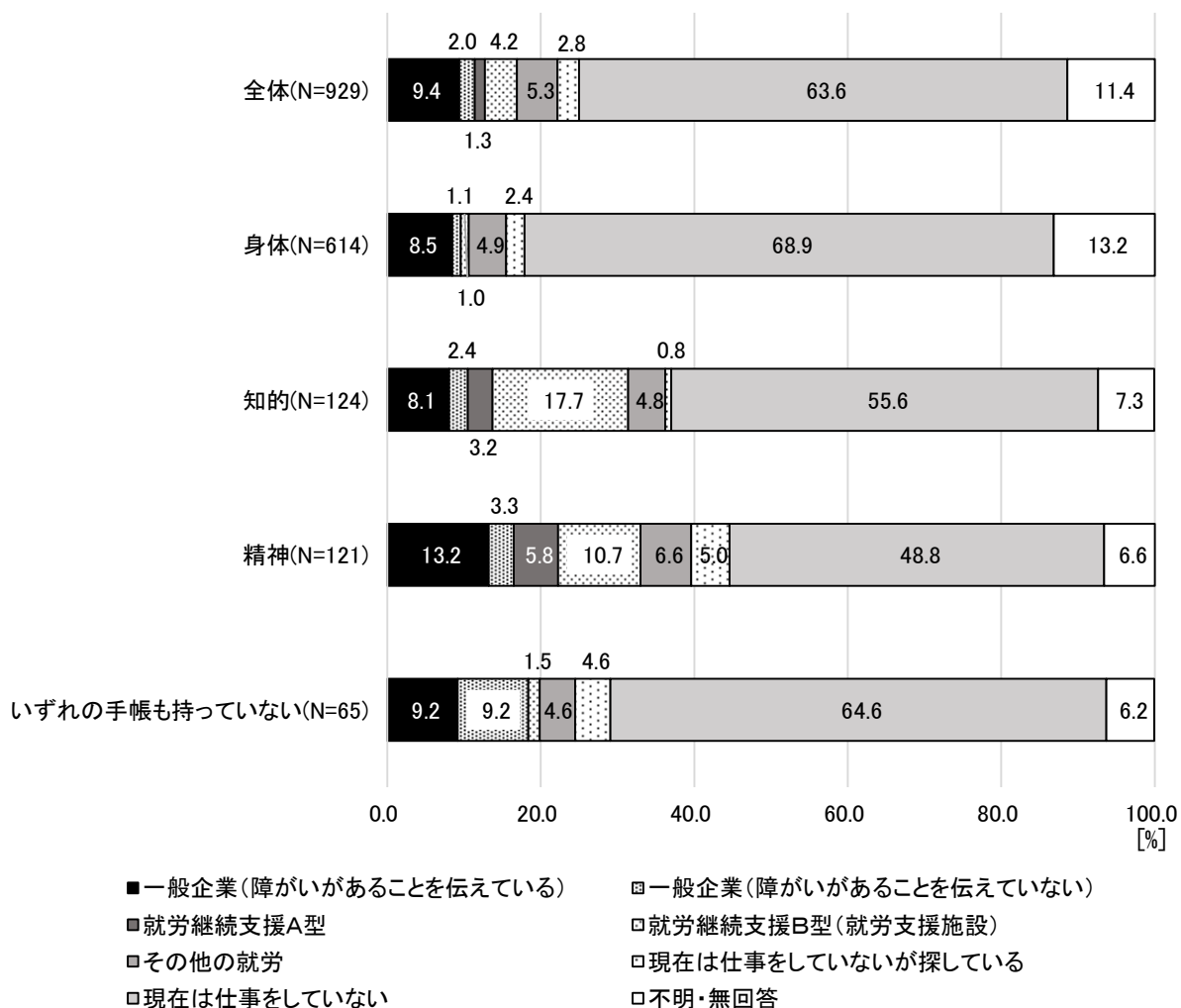
問6 外出(通院等も含む)するときに困ることは何ですか。(MA)

全体では「特に困ることはない」が39.3%と最も高い中で、「困ったときにどうすればいいのか心配」が18.9%となっています。身体では「特に困ることはない」が42.8%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(またはない)」が20.8%となっています。知的では「困ったときにどうすればいいのか心配」が36.3%と最も高く、次いで「駅や商店・銀行等でのコミュニケーションがとりにくい(とれない)」が28.2%となっています。精神では「特に困ることはない」が28.9%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が26.4%となっています。



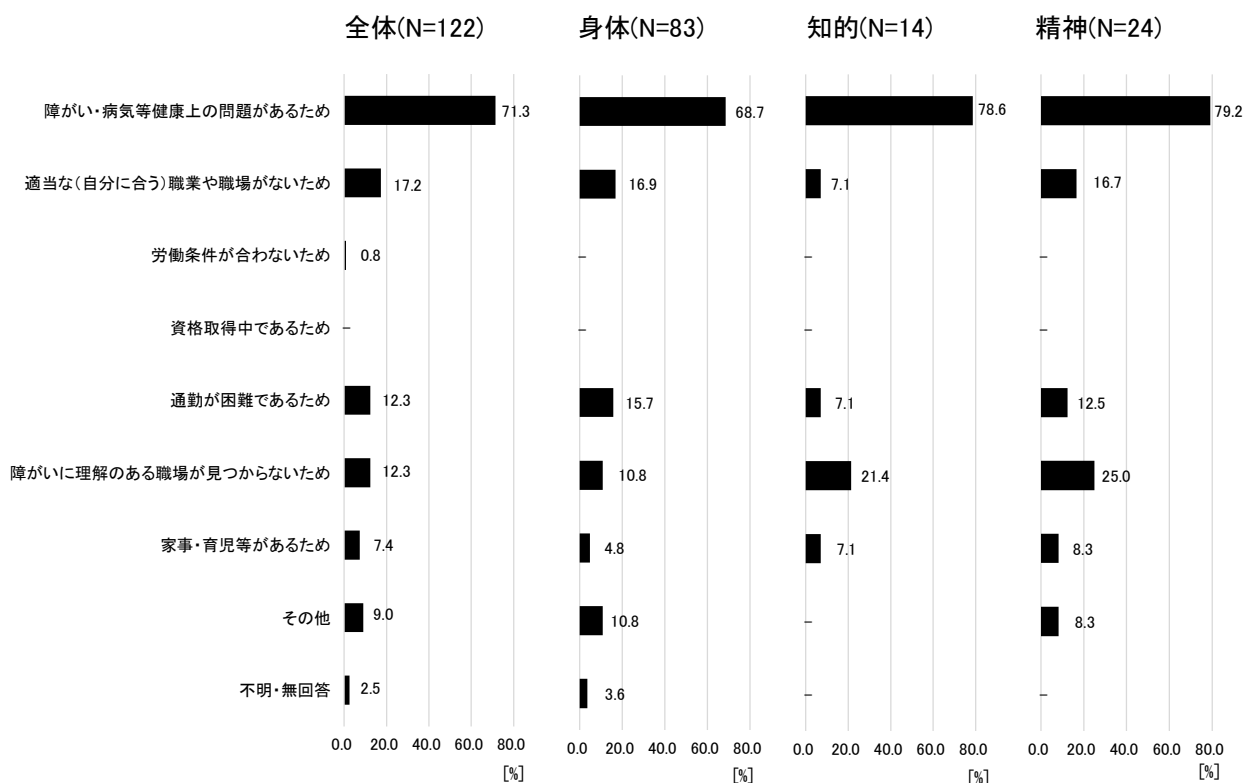
問7 あなたの就労の状況や形態は次のどれですか。(SA)

全体では「現在は仕事をしていない」が63.6%と最も高く、身体では68.9%、知的では55.6%、精神では48.8%となっています。次いで身体では「一般企業(障がいがあることを伝えている)」が8.5%、知的では「就労継続支援B型」が17.7%、精神では「一般企業(障がいがあることを伝えている)」が13.2%と高くなっています。



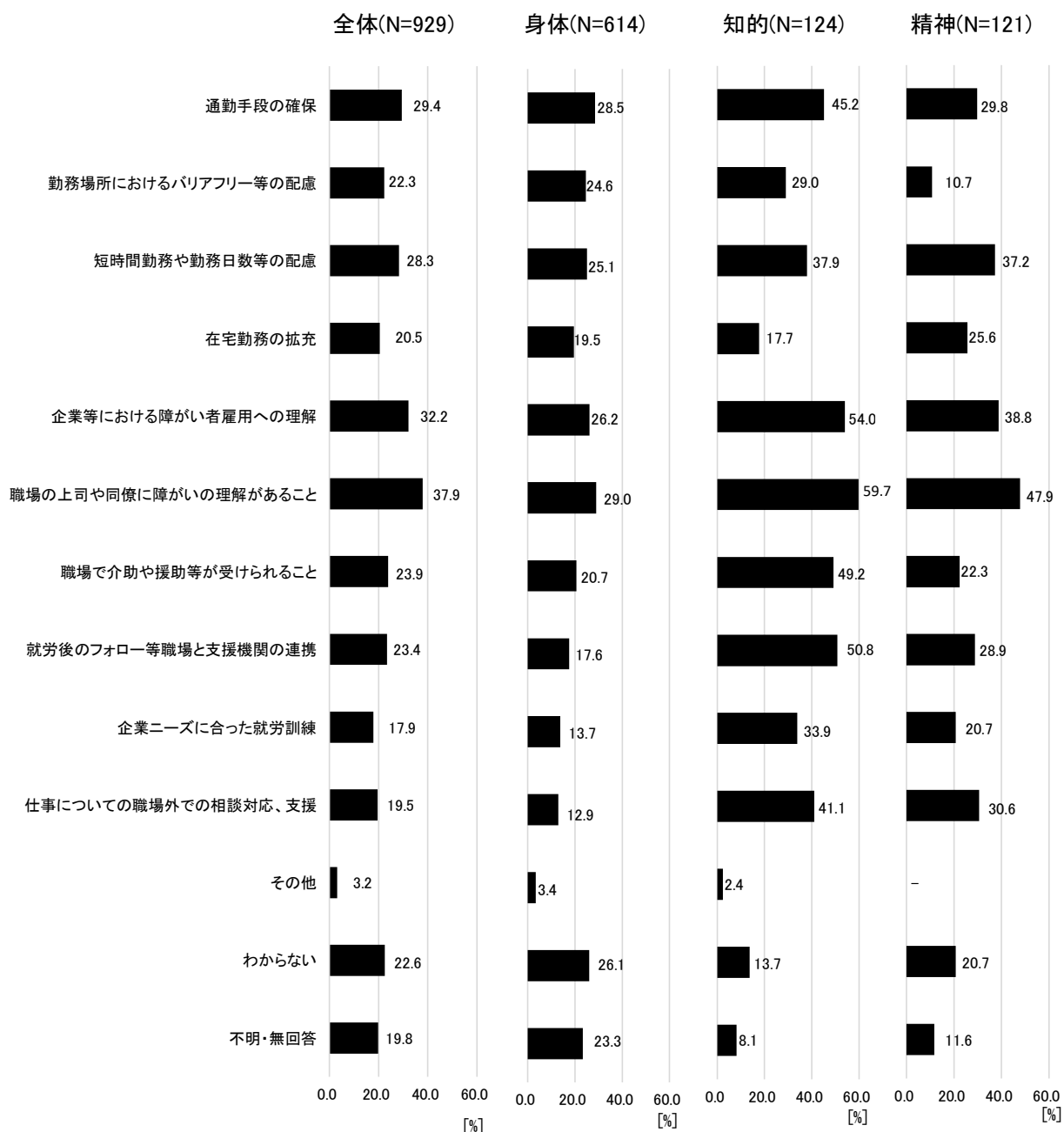
問8 働きたいが働けない理由は何ですか (SA)

全体では「障がい・病気等健康上の問題があるため」が71.3%と最も高く、身体では68.7%、知的では78.6%、精神では79.2%となっています。次いで身体では「適当な(自分に合う)職業や職場がないため」が16.9%、知的・精神では「障がいに理解のある職場が見つからないため」が21.4%、25.0%とそれぞれ高くなっています。



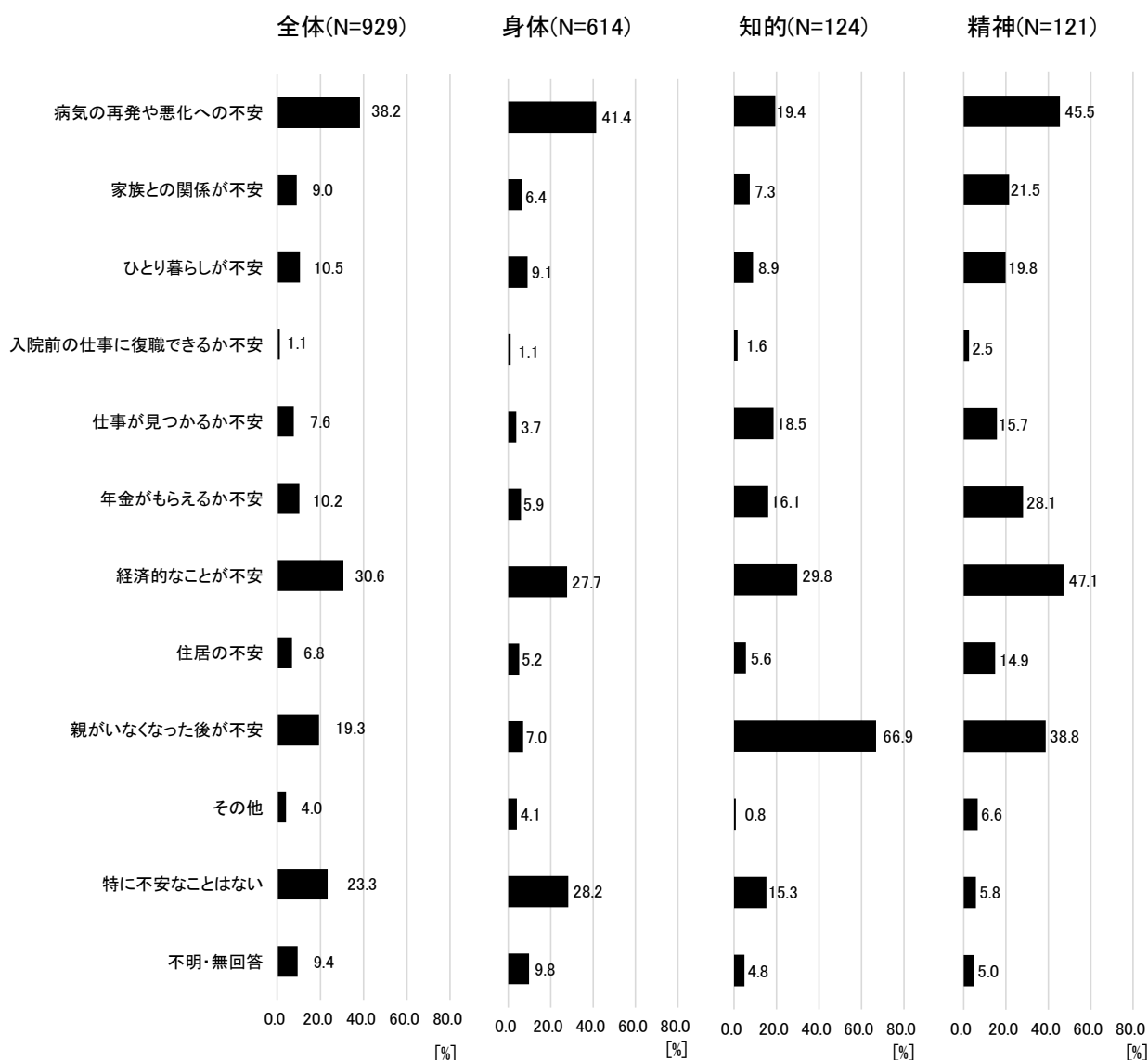
問9 障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(MA)

全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が37.9%と最も高く、身体では29.0%、知的では59.7%、精神では47.9%となっています。また身体では「通勤手段の確保」が28.5%、知的・精神では「企業等における障がい者雇用への理解」が54.0%、38.8%とそれぞれ高くなっています。



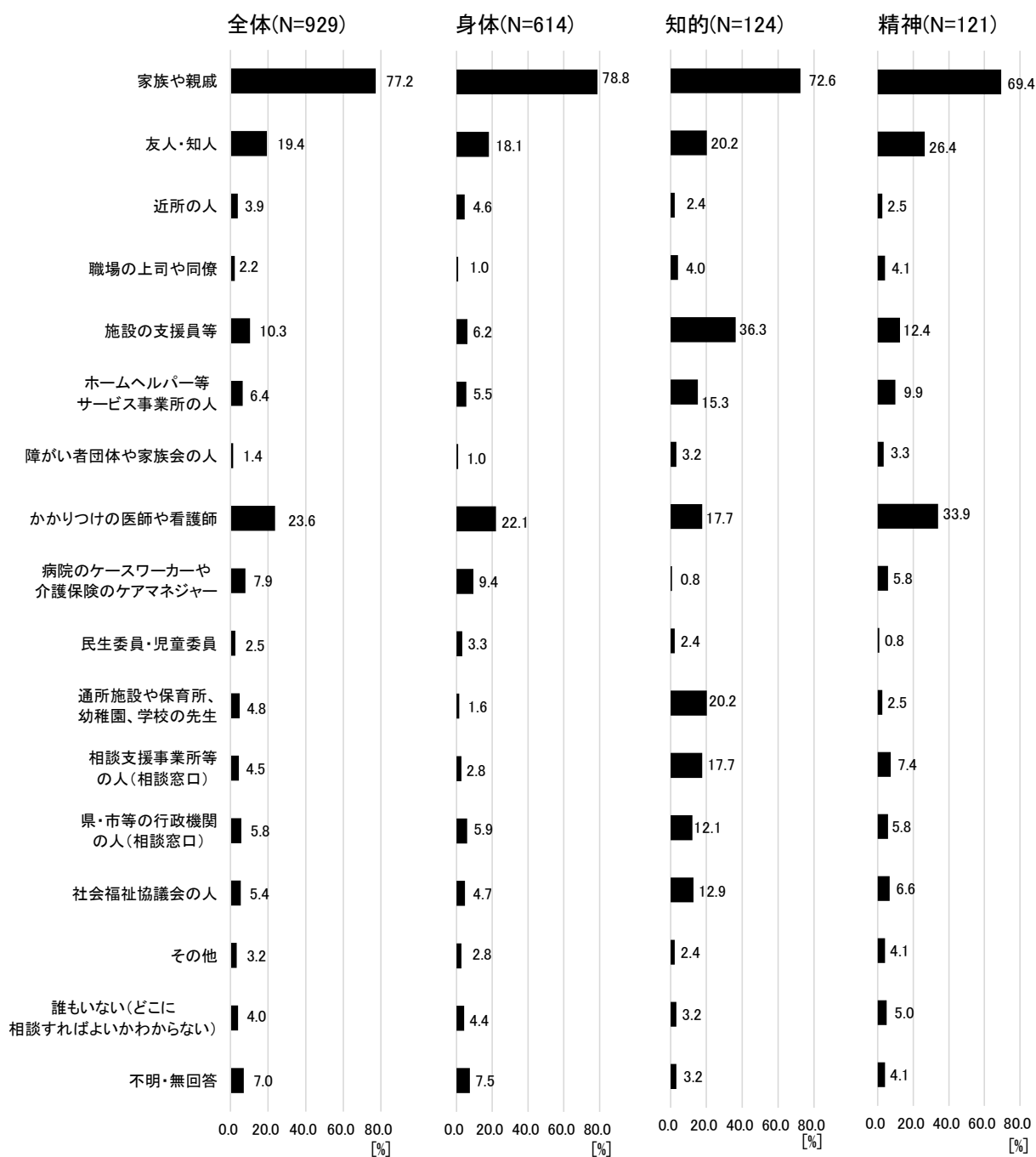
問10 現在の生活で不安なこと(誰かに相談したいこと)はありますか。(MA)

全体では「病気の再発や悪化への不安」が38.2%と最も高く、次いで「経済的なことが不安」が30.6%となっています。身体では「病気の再発や悪化への不安」が41.4%と最も高く、次いで「特に不安なことはない」が28.2%となっています。知的では「親がいなくなった後が不安」が66.9%と最も高く、次いで「経済的なことが不安」が29.8%となっています。精神では「経済的なことが不安」が47.1%と最も高く、次いで「病気の再発や悪化への不安」が45.5%となっています。



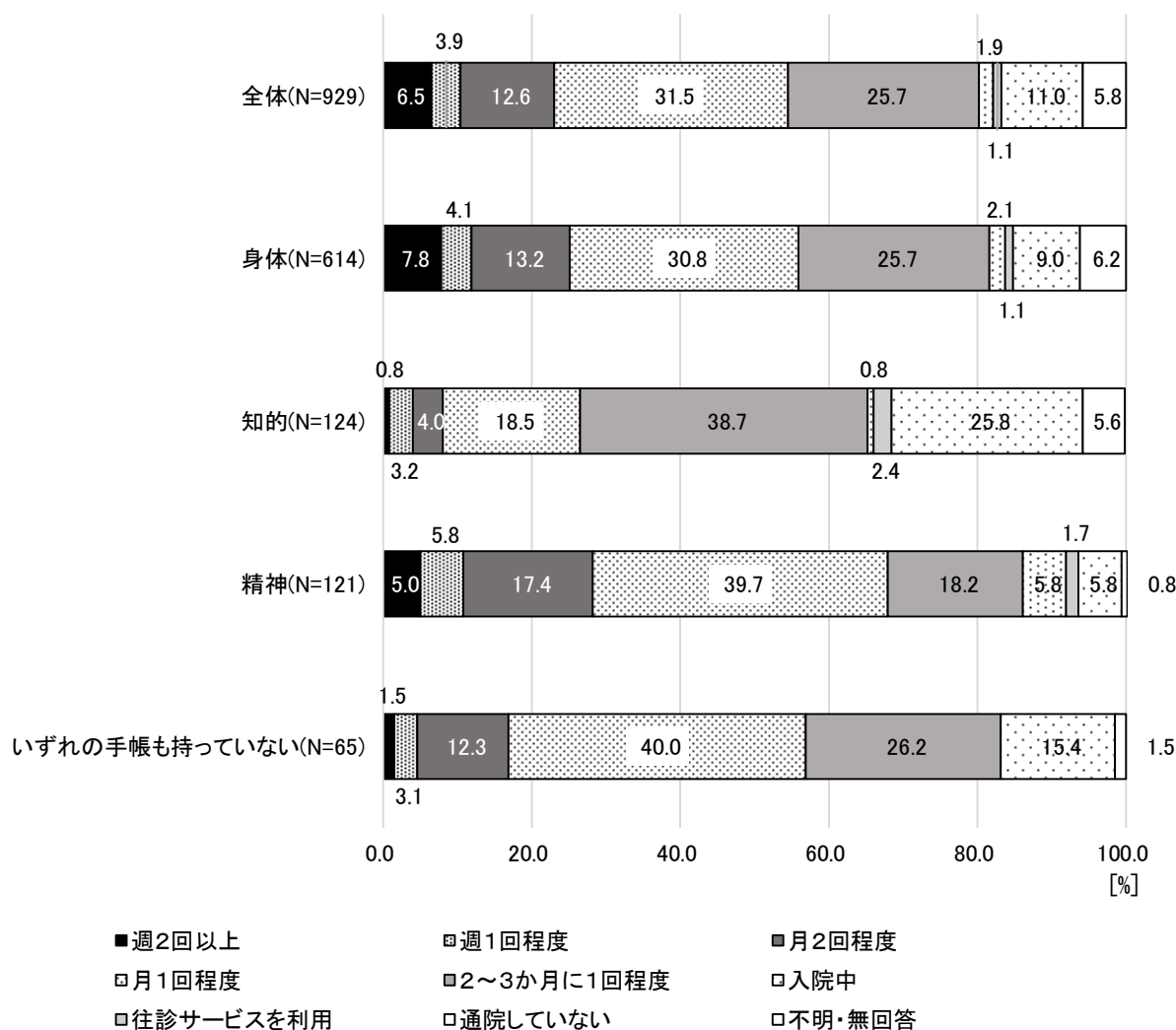
問11 普段、不安なことがあれば誰に相談しますか。(MA)

全体では「家族や親戚」が77.2%と最も高く、身体では78.8%、知的では72.6%、精神では69.4%となっています。次いで身体では「かかりつけの医師や看護師」が22.1%、知的では「施設の支援員等」が36.3%、精神では「かかりつけの医師や看護師」が33.9%とそれぞれ高くなっています。



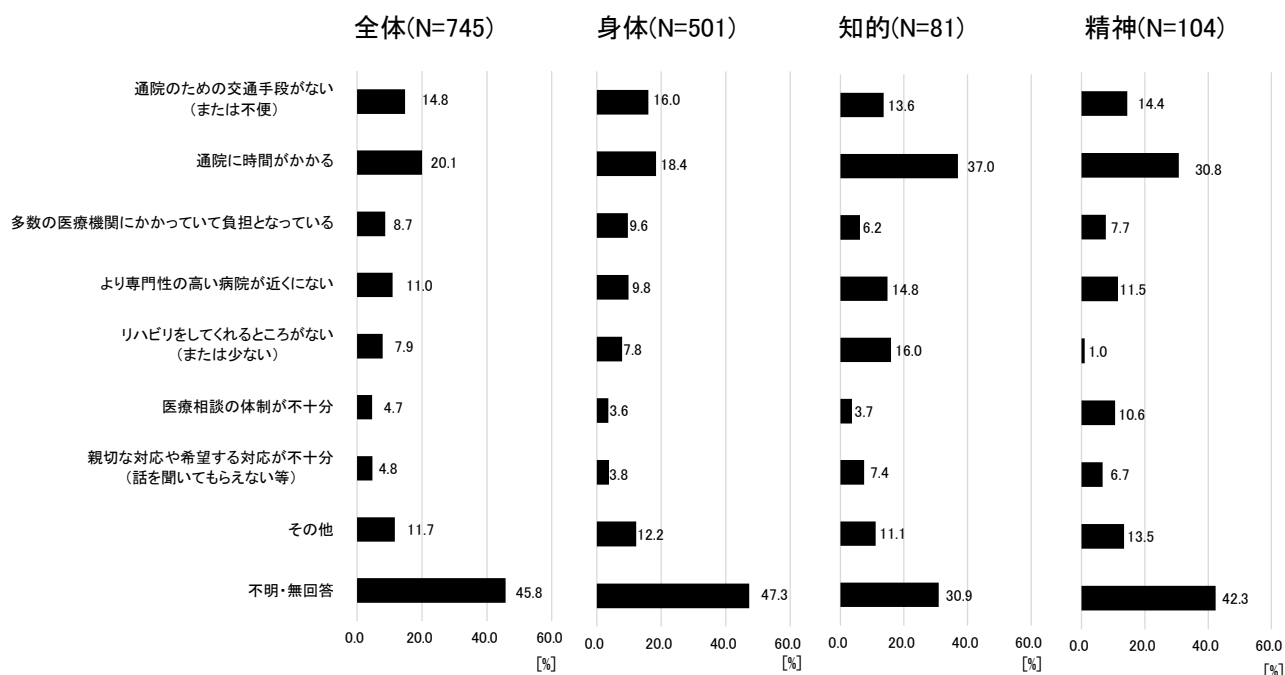
問12 現在、医療機関に通院していますか。それはどのくらいの回数か。(SA)

全体では「月1回程度」が31.5%と最も高く、次いで「2～3か月に1回程度」が25.7%となっています。身体では「月1回程度」が30.8%と最も高く、次いで「2～3か月に1回程度」が25.7%となっています。知的では「2～3か月に1回程度」が38.7%と最も高く、次いで「通院していない」が25.8%となっています。精神では「月1回程度」が39.7%と最も高く、次いで「2～3か月に1回程度」が18.2%となっています。いずれも月1回以上通院している人が多い傾向にあります。



問13 通院していて、または通院しようとして困っていることはありますか。(MA)

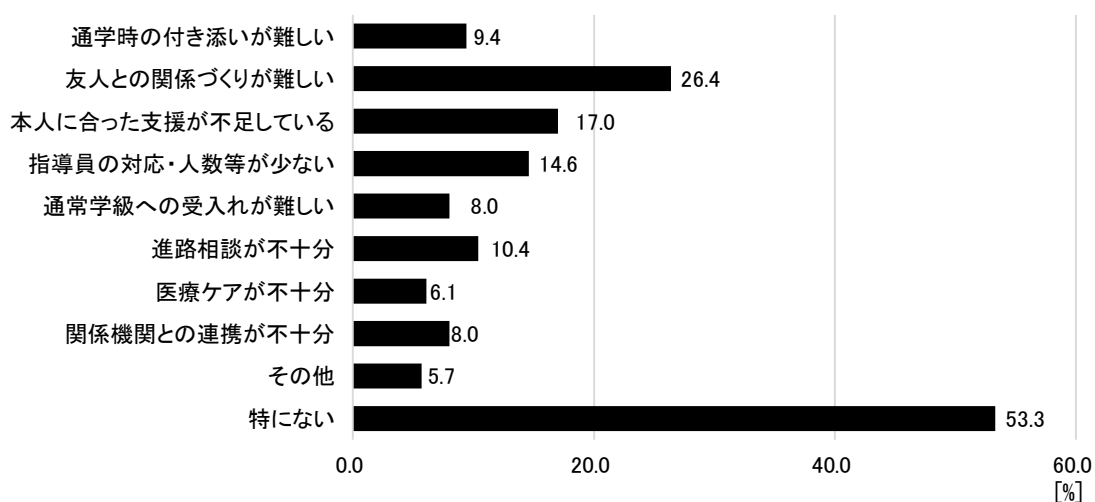
「不明・無回答」を除くと、全体では「通院に時間がかかる」が20.1%と最も高く、身体では18.4%、知的では37.0%、精神では30.8%となっています。次いで身体では「通院のための交通手段がない（または不便）」が16.0%、知的では「リハビリをしてくれるところがない（または少ない）」が16.0%、精神では「通院のための交通手段がない（または不便）」が14.4%とそれぞれ高くなっています。



問 14 学校教育(特別支援学級等)で困っていることはありますか(困ったことはありましたか。)(MA)

全体では「特にない」が53.3%と最も高く、次いで「友人との関係づくりが難しい」が26.4%となっています。

全体(N=212)



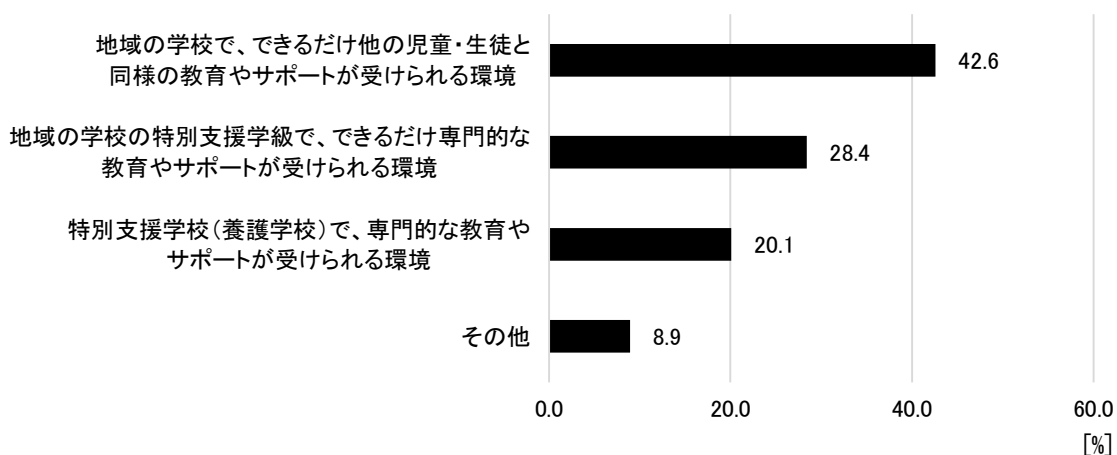
※不明・無回答を除く

※【学校に通学している方や、これまでに通学していた方】のみが回答

問 15 あなたにとって、望ましい就学環境とはどのような環境ですか(どのような環境でしたか)。(SA)

全体では「地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が42.6%と最も高く、次いで「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が28.4%となっています。

全体(N=169)



※不明・無回答を除く

※【学校に通学している方や、これまでに通学していた方】のみが回答

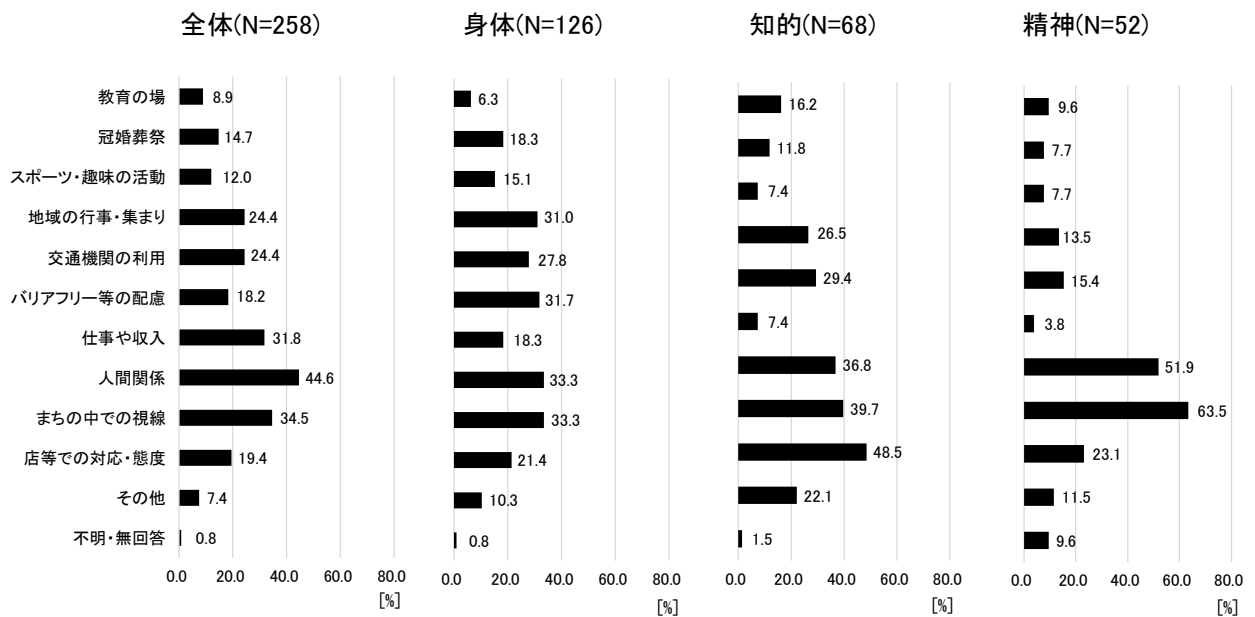
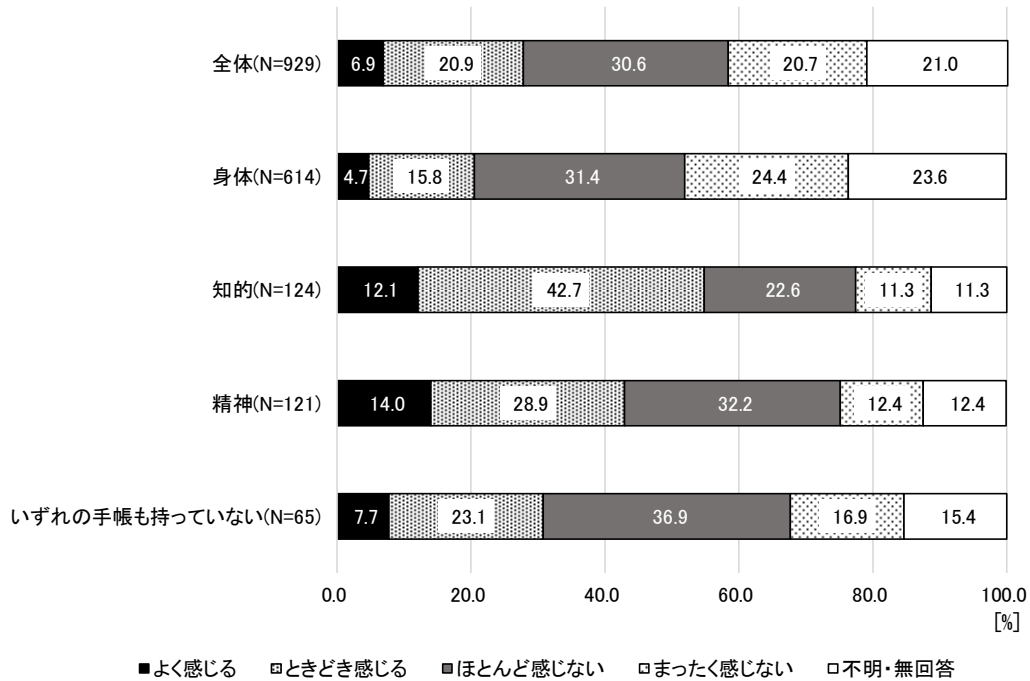
問 16 日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じることはありませんか。

またどのようなときにそれを感じましたか。(MA)

全体では「ほとんど感じない」が30.6%と最も高くなっています。身体では「ほとんど感じない」が31.4%、知的では「ときどき感じる」が42.7%、精神では「ほとんど感じない」が32.2%と最も高くなっています。

一方で「よく感じる」との回答が全体で6.9%あります。

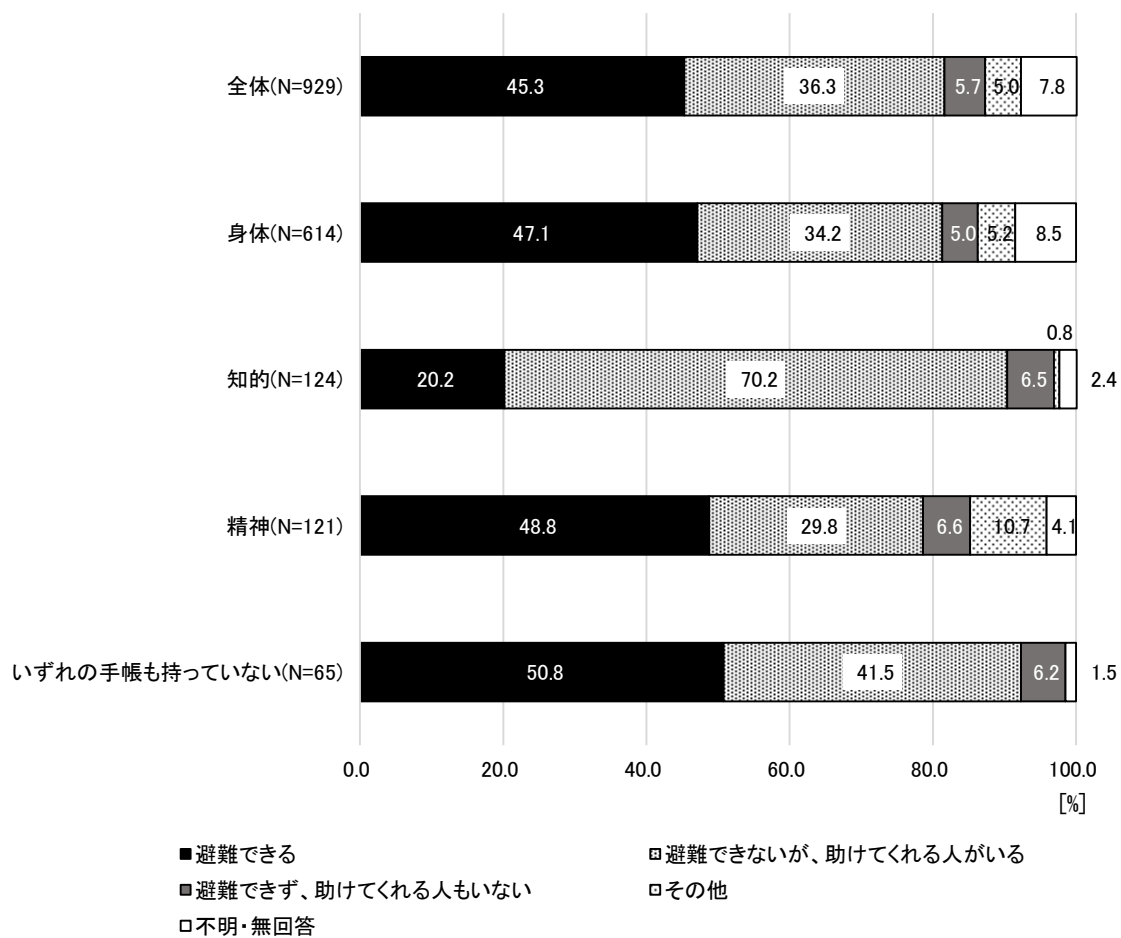
差別や偏見を感じるときは、「人間関係」や「まちの中での視線」が高い傾向にあり、知的では「店等での対応・態度」においても高い傾向が見られます。



問17 あなたは火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。(SA)

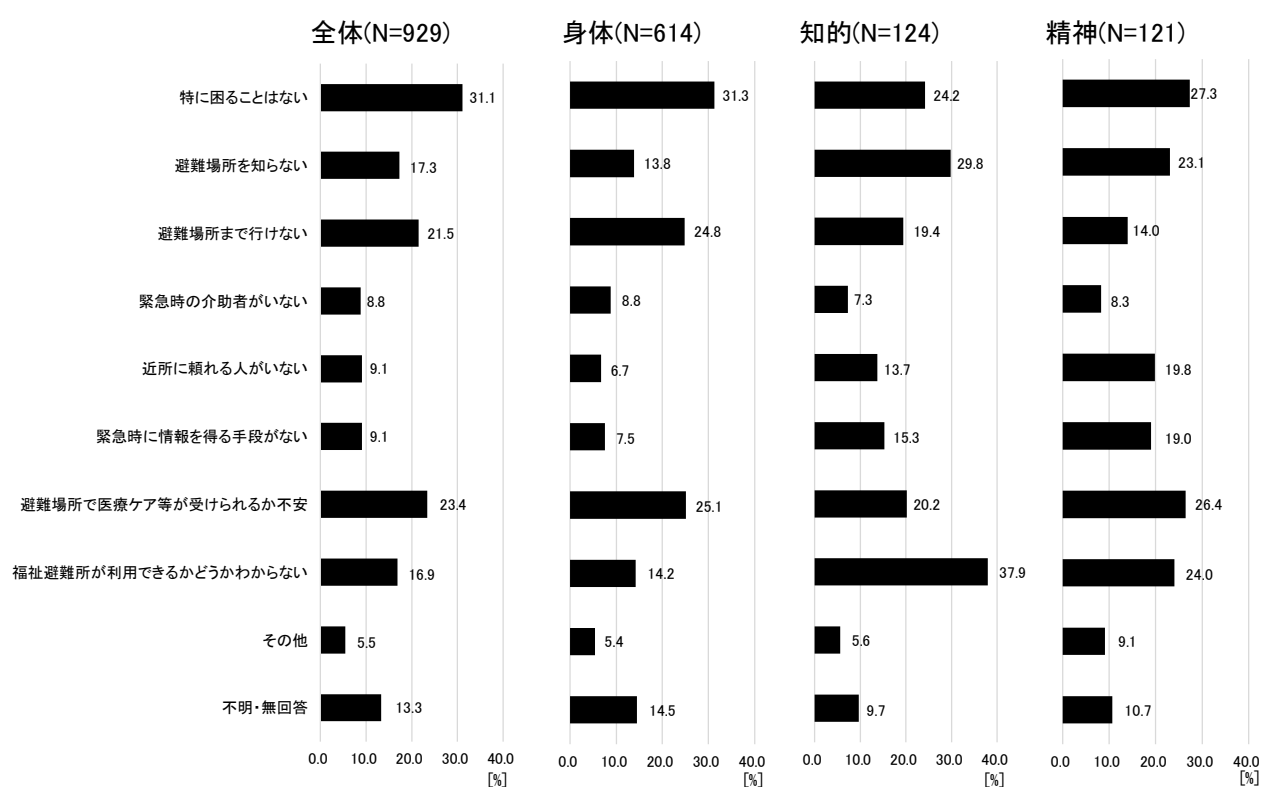
全体では「避難できる」が45.3%と最も高くなっています。身体では「避難できる」が47.1%、知的では「避難できないが、助けてくれる人がいる」が70.2%、精神では「避難できる」が48.8%と最も高くなっています。

一方で「避難できず、助けてくれる人もいない」との回答が全体で5.7%あります。



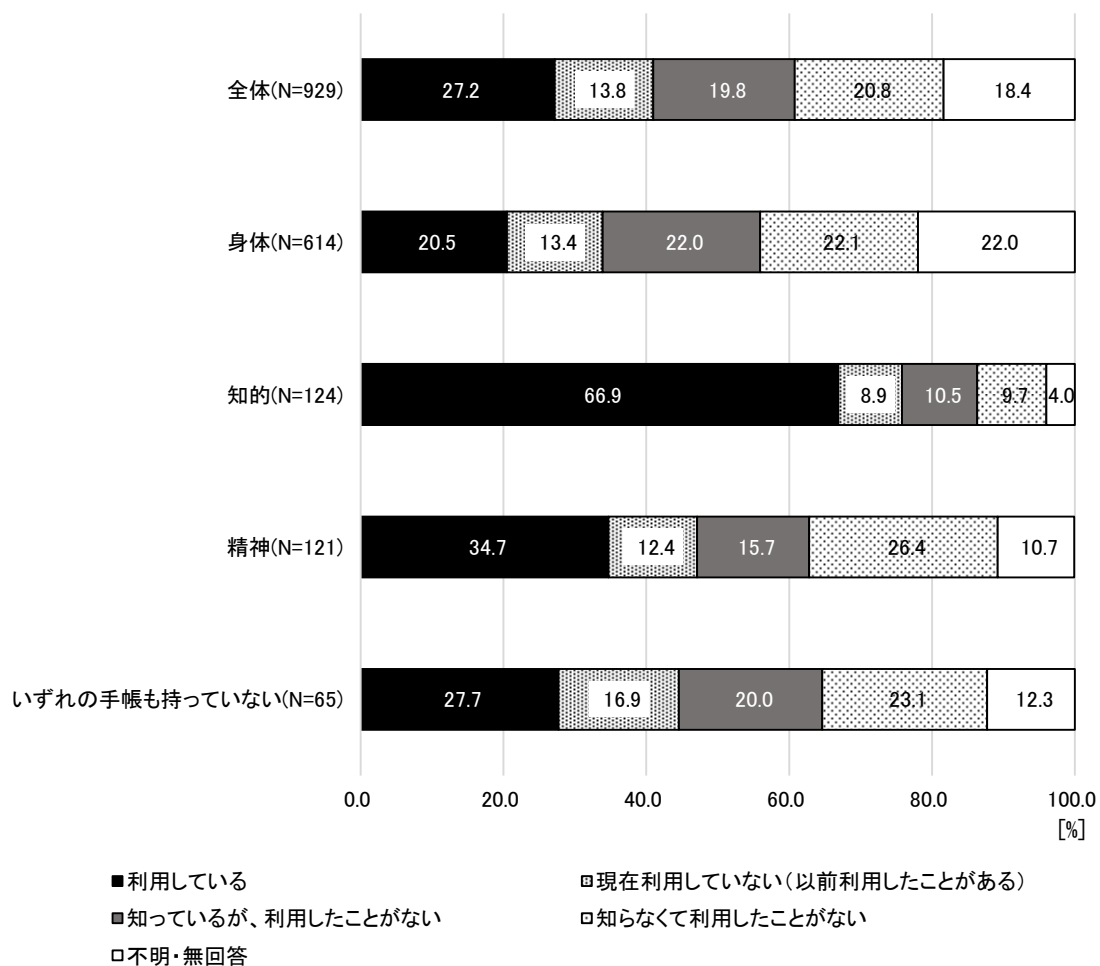
問18 あなたが地震などの災害時に困ることは何ですか。(MA)

全体では「特に困ることはない」が31.1%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が23.4%となっています。身体では「特に困ることはない」が31.3%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が25.1%となっています。知的では「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が37.9%と最も高く、次いで「避難場所を知らない」が29.8%となっています。精神では「特に困ることはない」が27.3%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が26.4%となっています。



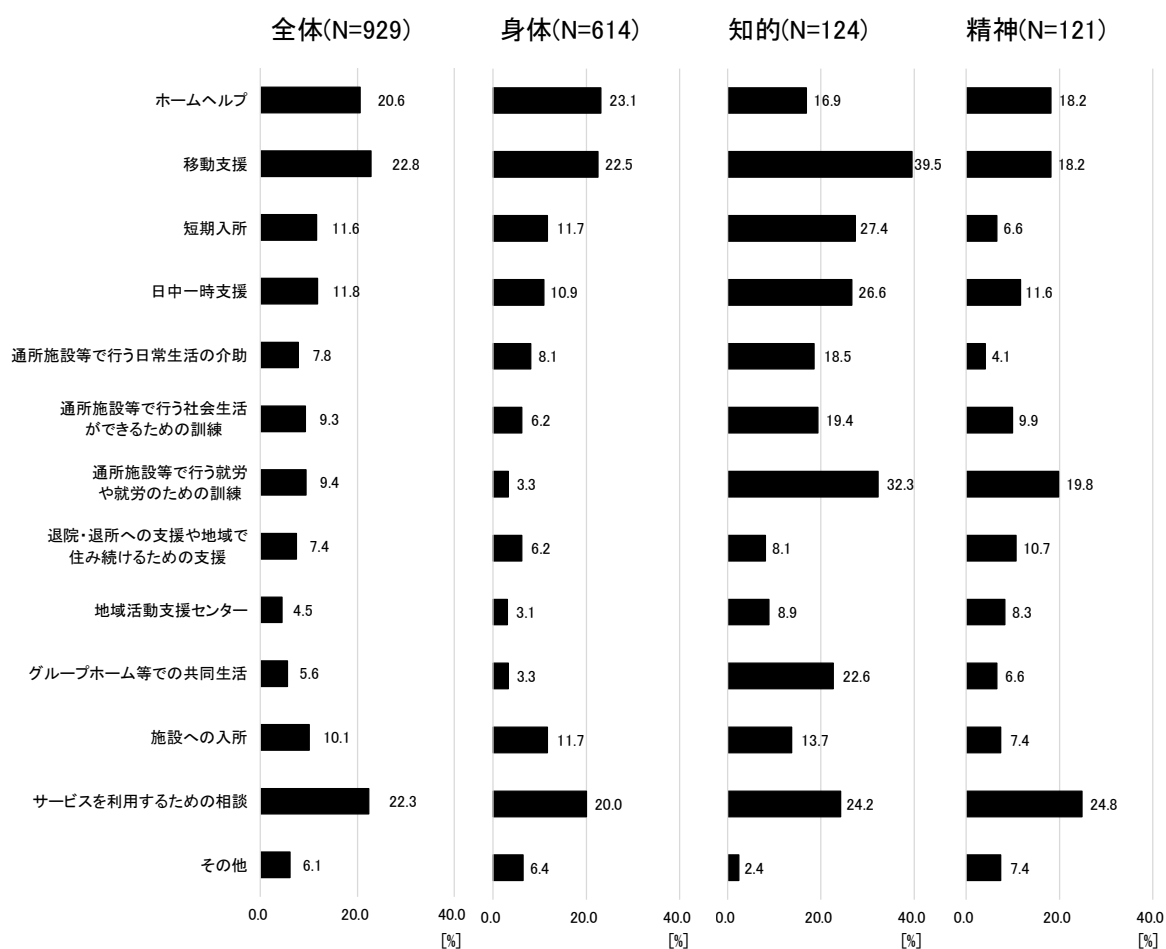
問 19 障がい福祉サービスを利用していますか。(SA)

全体では「利用している」が27.2%と最も高くなっています。身体では20.5%、知的では66.9%、精神では34.7%となっており、知的における障がい福祉サービスの利用割合がかなり高くなっています。



問 20 今後利用したい(利用を継続したい)障がい福祉サービスは何ですか。(MA)

全体では「移動支援」が22.8%と最も高く、次いで「サービスを利用するための相談」が22.3%となっています。身体では「ホームヘルプ」が23.1%と最も高く、次いで「移動支援」が22.5%となっています。知的では「移動支援」が39.5%と最も高く、次いで「通所施設等で行う就労や就労のための訓練」が32.3%となっています。精神では「サービスを利用するための相談」が24.8%と最も高く、次いで「通所施設等で行う就労や就労のための訓練」が19.8%となっています。



4. アンケート調査からみた課題

(1) 住まいや暮らし

現在、誰と一緒に暮らしているかでは「父母、祖父母、きょうだい」「配偶者」「子ども」がほとんどを占めていますが、その中でも身体では「配偶者」「子ども」、知的及び精神では「父母、祖父母、きょうだい」が高くなっています。

今後の暮らしの希望では「家族と一緒に暮らしたい」が最も高いものの「ひとりで暮らしたい」の回答も一定数あります。また、在宅で暮らすために望む支援としては、「在宅で医療ケア等が適切に受けられる」「経済的な負担の軽減」が高く、地域で本人だけで暮らせる環境を整えていく必要があります。

生活の中で困っている内容としては「外出するときの移動手段」が全体として高くなっており、移動に係るサービス内容のさらなる周知が必要です。また知的では「自分の考えを伝えたいとき」、知的、精神ともに「日常の暮らしに必要な事務手続き」等が高く、障がいのある人が気軽に相談できる体制をさらに強化する必要があります。

(2) サービス等の利用状況や余暇の過ごし方・外出

現在の過ごし方としては「自宅で過ごす」が最も高くなっています。それ以外では「買い物」「友人・知人との交流」「散歩」といった余暇活動が高くなっています。

今後の過ごし方の希望についても、同様の項目が高いという傾向を示しており、現在の過ごし方に一定の満足感を感じられていると思われます。

外出するときに困ることでは「特に困ることはない」が多くなっていますが、移動サービスの周知を行い、現在の移動サービスに関する施策の確保とさらなる充実を図っていきます。その一方、外出で「困ったときにどうすればいいのか心配」という回答が知的で高く、その解消方法の検討が課題となります。

(3) 仕事・就労

就労状況では、就労していない人が多くの割合を占める中、就労形態として「障がいがあることを伝えた上で、一般企業で働いている人」が最も高くなっています。

働けない理由としては「障がい・病気等健康上の問題があるため」が最も高くなっており、職場での仕事をできる環境づくりが重要です。

就労支援に必要な事項としては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「企業等における障がい者雇用への理解」が高くなっており、障がいに対する理解とそれを促す啓発活動がさらに必要です。

(4) 相談相手等

現在の生活で誰かに相談したい不安な内容については「病気の再発や悪化」「経済的なこと」「親がいなくなった後」が高くなっており、特に知的では「親がいなくなった後」が高くなっています。また、相談相手については「家族や親戚」が最も高く、総合的な支援体制の構築や親亡き後の生活支援等が重要となっています。

(5) 医療・療育・教育

医療機関にかかっている回数では「月1回程度」が高くなっています。

また通院に関して困っていることについては「通院に時間がかかる」が高くなっており、近場における医療体制の充実が求められています。

学校教育（特別支援学級等）で困っていることでは「友人との関係づくりが難しい」との回答がある中で「特に困ったことがない」が最も高くなっています。今の状況を確保しながら、個々への対応をさらに充実させることが重要と考えます。

望ましい就学環境では「地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が最も高くなっており、インクルーシブ教育のさらなる推進が必要となります。

(6) 障がいのある人に対する理解

障がいのある人に対する差別や偏見では、あまり感じていない旨の回答が多いながらも、「よく感じる」という回答が少なからずあります。

また、どのようなときに感じられるかでは「人間関係」「まちの中での視線」「仕事や収入」が高く、障がいに対する理解を深めるための啓発活動をさらに推進する必要があります。

(7) 災害時の避難等

災害時に一人で避難できるかでは「避難できる」が約半数を占めていますが、知的では、低い結果となっています。「避難できないが、助けてくれる人がいる」を含めると、多くの人が、避難時における対応の確保がされていると考えられます。しかし「避難できず、助けてくれる人もいない」も一定数いることから、災害時の要援護者の状況のさらなる把握が必要です。

災害時に困ることでは「避難場所で医療ケアが受けられるか不安」「避難場所まで行けない」が高くなっており、知的では「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」が高くなっています。

障がいのある人に対応した避難経路の確保や避難所運営等をさらに検討する必要があります。

(8) 障がい福祉サービスの利用

障がい福祉サービスでは「利用している」が最も高く、特に知的では高い割合で利用しています。一方で「知らなくて利用したことがない」という回答が一定数あることから、さらなるサービス利用や制度の周知が必要です。

今後利用したいサービスでは「ホームヘルプ」「移動支援」「サービスを利用するための相談」が高く、サービスに関連する事業所の確保及び質の向上に努める必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害者基本法には、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するとあります。

その社会の実現に向けて、社会、経済、文化、その他、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保、地域社会での共生、意思疎通、情報取得等について手段や選択の確保、社会的障壁の除去が図られなければなりません。

本市においては「地域の輪がひとつになって」を基本理念に掲げ、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んできましたが、今後においても地域共生社会の実現をより一層推進していくため、引き続き同じ基本理念を継続します。また「住み慣れた地域でいきいきと暮らすために」「安心して安全な社会生活を送るために」「健やかで活力ある生活を支えるために」を引き続き基本目標として施策に取り組みます。

障がいのある人が、ライフステージに応じた必要な支援を受けながら、社会活動等に積極的に参加し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、誰もがいきいきと暮らし、ひとりひとりが輝けるまちづくりを目指します。

《 基本理念 》

地域の輪がひとつになって

第2節 計画の基本目標

基本目標1 住み慣れた地域でいきいきと暮らすために

住み慣れた場所で誰もがいきいきとした生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目指します。

また、地域で支え合い、日常的に助け合える行動につながるよう地域福祉を活性化させ、住民主体の地域福祉の輪を広げます。

理解に関しては、共生社会の実現、差別の解消、権利擁護の促進、情報コミュニケーションの充実を施策とします。教育に関しては、就学前療育・教育の充実、学校教育の充実、福祉教育の推進を施策とします。生活支援に関しては、相談体制の整備、福祉サービスの充実、生活の場・地域活動の場の整備、地域福祉の推進を施策とします。

基本目標2 安心で安全な社会生活を送るために

地域において安心で安全に暮らしていくことができる生活環境を実現するため、人にやさしいまちづくりを目指します。障がいのある人もない人も地域の担い手となり地域で安心して暮らせる共生社会を目指します。

保健・医療に関しては、疾病予防と早期発見・早期対応、保健・医療体制の充実を施策とします。生活環境に関しては、福祉のまちづくりの推進、防犯・防災対策の推進を施策とします。

基本目標3 健やかで活力ある生活を支えるために

地域の中で生きがいを感じ、心豊かに生活できる活力ある暮らしを実現します。障がいのある人が、社会を構成する一員として、生涯を通じた心身ともに健やかで安心して暮らせる環境づくりを目指します。

雇用・就労に関しては、就労機会の拡大、就労支援と相談体制の充実を施策とします。社会参加に関しては、スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進、地域活動等への参加・参画の促進、交流活動の促進を施策とします。

第3節 計画の視点

本計画の基本理念である「地域の輪がひとつになって」の実現に向けて、下記の内容を計画の基本的な視点として策定を進めます。

(1) ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

すべての人が障がいの有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摂され、居場所がある社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい者施策を推進していきます。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、子ども、高齢者、障がいのある人等すべての人々が地域、暮らし、生きがいとをつくり、高め合うことのできる社会です。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを目指します。

(3) SDGs の取組

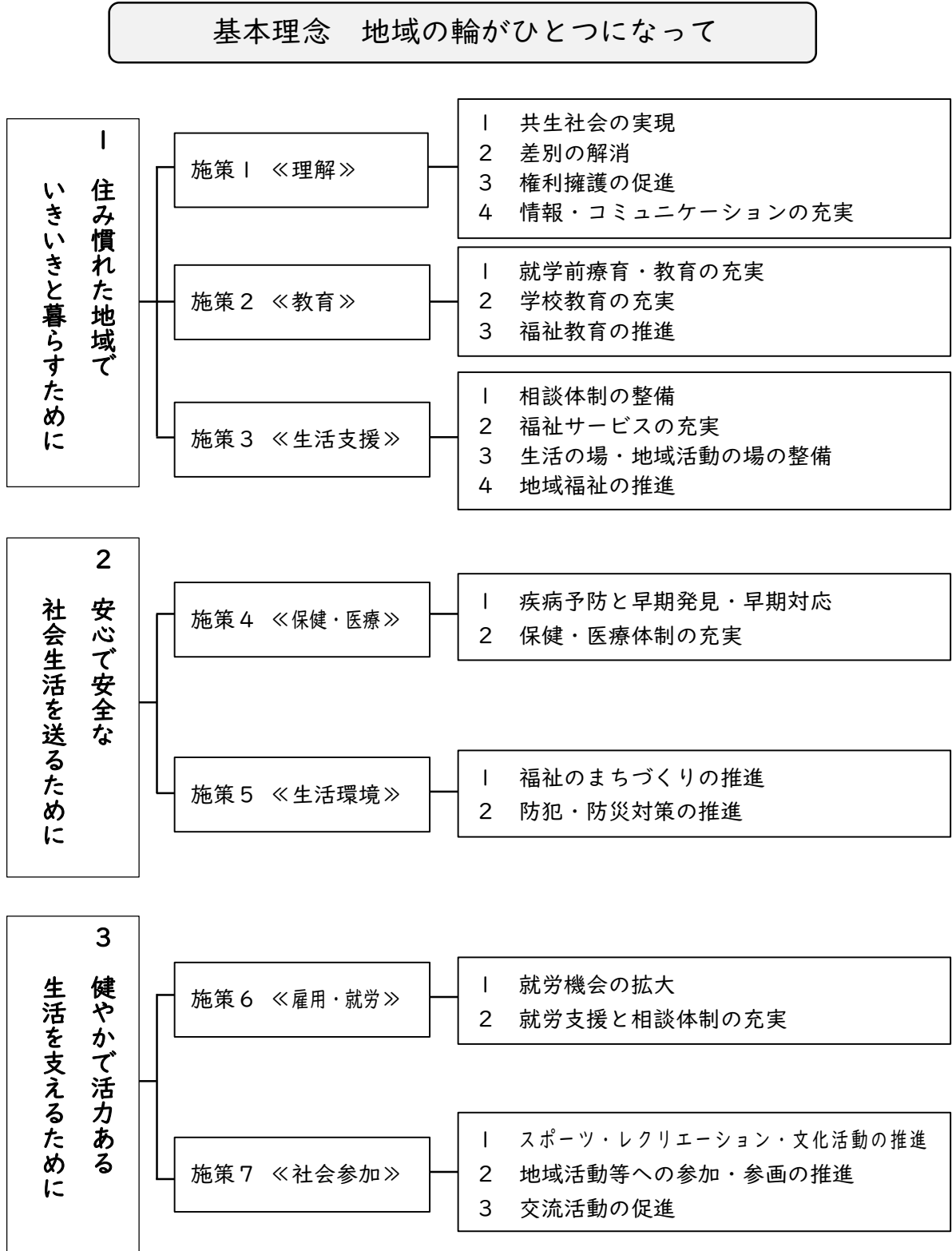
SDGs は誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本計画においても 17 のゴールのうち「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」を中心に取り組みます。

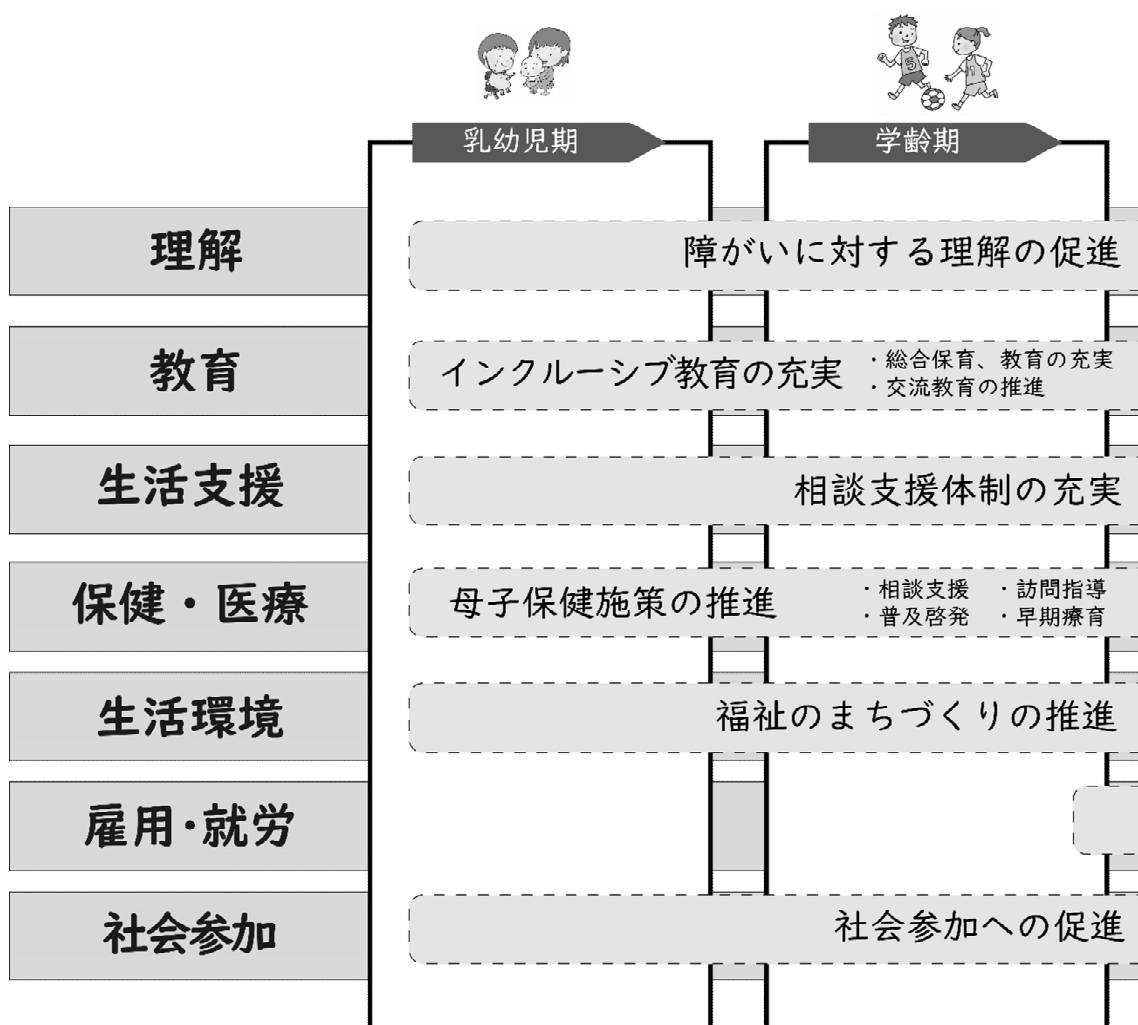
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



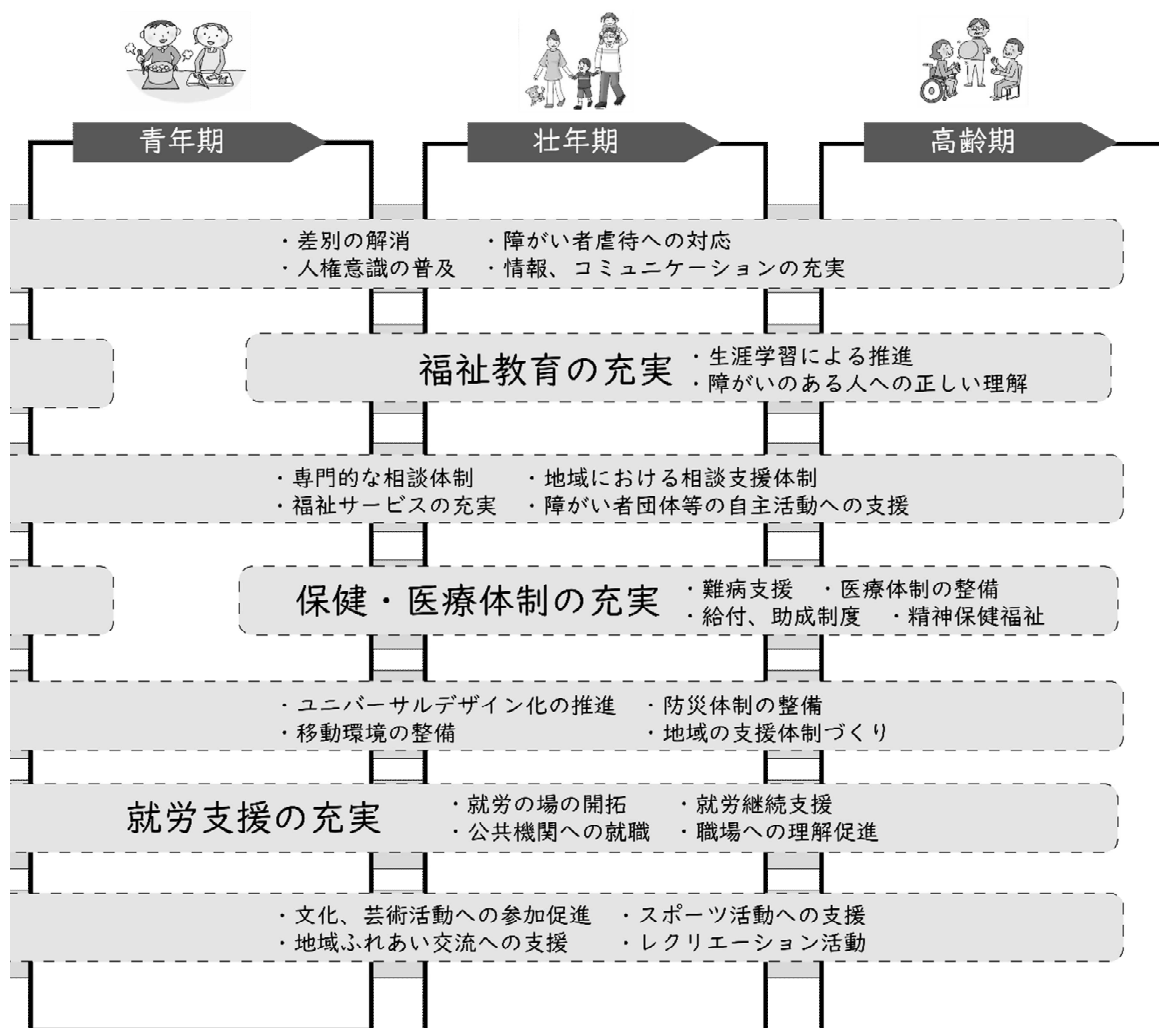
第4節 施策の体系



ライフステージに応じた



切れ目のない支援



第2部 障がい者計画

基本目標 1

住み慣れた地域でいきいきと暮らすために

施策 1 《理解》

1 共生社会の実現

(1) 地域共生社会の形成

・障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域共生社会を目指すため、地域との密接な関わりを推し進めます。

(2) 包括的な支援体制の構築

・市民の誰もが可能な限り、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けることができるよう、包括的な支援体制の構築を目指します。

2 差別の解消

(1) 障がい者差別解消への取組の充実

・「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。

・「障害者差別解消法」が施行されましたが、障がいのある人への差別解消に関わる啓発に努め、法制度等に基づく取組を推進することによって、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、誰もが住みやすい社会を目指します。

(2) 人権意識の普及

・障がいについて正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、基本的人権を尊重しあう正しい人権意識の普及・高揚を図ります。

3 権利擁護の促進

(1) 権利擁護体制の確立

・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のさらなる普及・啓発を図ります。身寄りがいない等の理由から、成年後見制度を利用することが難しい障がいのある人に対しては、市長申立てによる権利擁護を行います。

(2) 障がい者虐待への対応

・市の虐待等防止ネットワークを活用し、関係機関と連携しながら、通報の受理、保護、養護者への指導・助言を行います。また、虐待防止の理解促進のための研修を行います。

・障がい福祉サービスを提供する事業者に対し、障がい者虐待に関する知識を深めてもらい、必要な対策を講じるよう働きかけます。

4 情報・コミュニケーションの充実

(1) 広報紙の充実と活用

・市の「広報かつらぎ」や社会福祉協議会の「ゆうあい通信」、その他、障がい者団体や施設等が発行する会報、市ホームページ等の各種広報媒体を活用し、市民へ障がいの理解と啓発を推進します。

・「広報かつらぎ」については、ノーマライゼーションの視点に立った啓発記事づくりを進め、障がいのある人の関連情報や記事の充実を行います。

・紙面の作成に当たっては誰にでも見やすいUDフォントを使用、音訳ボランティアの協力による広報の音訳版の作成及び音声データのホームページ掲載等、優しい広報編集に努めます。

(2) 関係機関・組織による広報・啓発

・社会福祉協議会や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生・児童委員、相談支援事業等と連携し、障がいについての正しい認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。

(3) 「障がい者週間」等の周知と行事の活用

・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）の周知を図り、この期間に重点的に啓発活動を行います。

・障がい者週間における行事やシンポジウム等のイベントの機会を活用して効果的な広報・啓発活動を推進します。

(4) ヘルプマーク、ヘルプカードの周知

・障がいのある人が援助や配慮を必要とすることを周囲の方に伝えるヘルプマーク、また、障がいのある人が日常生活や災害時に困っているときにその内容を周囲の人に伝えるヘルプカードの周知を図り、その活用を促進します。

(5) 意思疎通支援事業の推進

・聴覚障がい等により、意思疎通が困難な障がい者の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣を行います。

・聴覚障がいのある人が市役所窓口で手続き等をスムーズに行えるよう、手話通訳者を設置します。また、その他の窓口においても設置の検討を行います。

(6) 手話奉仕員養成研修事業の推進

・聴覚障がいのある人等との交流活動の促進のため、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。1年おきに入門課程と基礎課程の養成講座を開講し、2年を通しての受講で手話奉仕員の養成講習を行い、より多くの方が受講できるよう周知します。

・今後、養成講習を修了した方に、市の手話奉仕員として登録してもらい、意思疎通支援事業の手話通訳者の派遣業務に従事できるような制度の構築を目指します。

施策2 《教育》

1 就学前療育・教育の充実

(1) 療育体制の充実

・障がいや発達の遅れの早期発見に向け、市内で療育・教育相談や就学相談を受けることができる体制を整備します。

・乳幼児検診後、発達の遅れ等保護者の育児不安に対し「心理発達相談(すくすく相談)」にて適切な助言・指導を行うとともに、発達を促す「フォロー教室」を実施し、必要に応じて関連機関への連携がとれる体制整備に努めます。

・切れ目のない支援を重視し、保育所、幼稚園、学校と巡回相談の充実をなお一層図ります。そして、地域支援システムとして構築化することを目指します。

(2) 総合保育・教育の充実

- ・通所・通園と集団保育が可能な障がいのある子どもをできる限り、保育所・幼稚園で受け入れ、遊びや生活をともにする総合保育・教育を推進します。また、より多くの障がいのある子どもを受け入れられるよう体制整備を図ります。
- ・研修の充実等により、保育士・幼稚園教諭の障がいのある子どもに対する専門性を高め、保育・教育指導力の向上に努めます。

(3) 保育・教育施設の整備及び人的配置の充実

- ・障がいのある子どもを受け入れるために、必要に応じて保育所・幼稚園の施設、設備等、環境の改善を随時図ります。
- ・総合保育・教育の充実のため、できる限りの保育士の計画的な採用、支援員の増員を行い、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

(4) 就学指導の充実

- ・障がいのある子どもが個々に応じた適切な教育を受けられるよう、保護者に対して就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育の各分野の連携を強化します。

2 学校教育の充実

(1) 教育相談の充実

- ・子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるように、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の内容の充実を図るため、特別支援教育に関する研究会等を開催し、教育内容の充実に努めます。
- ・特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育支援員等を配置し、個々の多様な教育的ニーズに対応した必要な特別支援教育体制の整備を推進します。
- ・県が実施する教職員研修、特別支援教育コーディネーターの養成を目的とした研修等への参加を促進し、特別支援教育に対する教職員の指導力・専門性の向上を図ります。
- ・小学校に通級指導教室の開設を検討します。

(3) 交流教育の推進

- ・特別支援学級と通常学級の児童・生徒の交流機会の充実等、交流体験学習機会の充実を図ります。
- ・障がいのある子ども同士の交流を深めるため、小・中学校合同の交流学習の充実を図ります。
- ・障がいのある子どもとない子どもの交流を積極的に進めていくとともに、特別支援学校や市内の障がい者施設等と市内の小・中学校との交流を推進します。

(4) 進路指導の充実

- ・障がいのある子どもが自らの進路を考えるきっかけとして、希望する学校への体験入学及び職場体験活動等を実施します。また、教職員に対して、県が実施する教職員を対象とした進路指導研修会への参加を促進します。
- ・障がい軽度であっても職業に就くことが困難なケースが多いため、学校、医療・福祉関係機関、公共職業安定所、企業の連携を強化し、障がいのある子どもの状況に適した進路指導を推進します。

(5) 学校設備の整備・充実

- ・障がいのある子どもが支障なく学校生活を送れるように、必要に応じてバリアフリーを意識した学校設備の充実に努めます。

3 福祉教育の推進

(1) 学校教育における福祉教育の推進

- ・子どもたちが障がいや障がいのある人に対する理解や認識を深め、社会福祉に関心を持ち、共生社会の実現に向けてともに生きる力を養うために、幼稚園、小・中学校で取組を推進します。

(2) 生涯学習による福祉教育の推進

- ・地域住民すべてが人権尊重の意識を持ち、障がいについて正しく理解するため、講演会の実施、公民館活動での学習会等を通じ、研修及び啓発を推進します。

(3) 保護者に対する理解の促進

- ・小・中学校等でのPTAの研修会等の機会を活かし、保護者に対して障がいのある人等への正しい理解を深めることができるよう、啓発に努めます。

施策3 《生活支援》

1 相談体制の整備

(1) 相談支援の充実

- ・多様化する問題や悩みに対応できるよう、関係各課が連携して情報提供及び相談対応の充実に努めます。
- ・相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介等の相談支援の充実を図ります。また、相談支援事業者との連絡会議を通じてさらなる連携を深めます。

(2) 専門的相談への対応

- ・専門的な支援が必要な困難事例等に対応するため、必要な体制の整備に努めます。
- ・臨床心理士が、市内の各保育所、幼稚園、小学校を巡回し、職員や障がいのある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
- ・乳幼児健診後のフォローシステムの構築を行います。

(3) 発達障がいのある人に対する支援

- ・子ども・若者サポートセンターの子ども・若者支援地域協議会を中心として、発達障がいのある人の支援に向けた情報共有や課題に取り組み、適切な支援を行います。
- ・奈良県発達障がい支援センター「でいあ〜」と連携し、発達障がいのある人へのさらなる支援体制の充実に努めます。

(4) 地域における相談活動の充実

- ・民生・児童委員、人権擁護委員、福祉推進委員をはじめ、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による相談の周知を図るとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報の提供等の支援を行い、相談支援の充実を図ります。

(5) 相談支援ネットワークの整備

- ・中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方、地域課題の抽出等の協議を進めます。
- ・各相談機関との連携を図り、ライフステージで途切れることなく支援の継続・調整を図る相談支援及びコーディネートの仕組みをつくりまします。
- ・民生・児童委員等の地域の相談員、相談支援事業者、そして関係各課とのネットワーク化を図り、身近な相談支援体制を整備します。

2 福祉サービスの充実

(1) 障がい状態等の的確な把握

- ・障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すため、障がい支援区分の認定を実施しています。障がい支援区分認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、障がいの状態等の的確な把握に努めます。
- ・障がい支援区分の認定基準や結果について、本人及び家族等に対し、適切な情報提供を行います。

(2) ケアマネジメント体制の充実

- ・障がい福祉サービスを利用する障がいのある人には、指定特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業により、相談支援専門員が希望されるサービスのサービス等利用計画を作成し、モニタリングを行います。相談支援専門員は、基本相談を含め、障がいのある人の生活を総合的に支援します。また、入所・入院からの地域移行・地域定着に向けた支援も行います。
- ・相談支援がスムーズに行えるよう、信頼される相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

(3) 訪問系サービスの充実

- ・居宅での食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う「居宅介護」「重度訪問介護」「重度障がい者等包括支援」により、重度障がい者を含めた障がいのある人の居宅での生活を支援します。
- ・サービスの実施にあたっては「居宅介護」「重度訪問介護」について支援員に対して研修への参加を促進する等、専門性の確保と質の向上を図ります。
- ・現在、サービスの整っていない「重度障がい者等包括支援」については、将来を踏まえて、事業者の確保に努めます。

(4) 移動支援の充実

- ・「行動援護」や「移動支援」により、外出時の移動を支援します。
- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対しては、「同行援護」による外出の支援を行います。
- ・サービスの実施にあたっては、支援員に対して研修への参加を促進する等、専門性の確保と質の向上を図ります。

(5) 日中活動系サービスの充実

- ・障がい者が日中に自立した生活を送るため、「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」の事業所のさらなる確保及び充実を図ります。
- ・「自立訓練」「就労定着支援」については、利用者のニーズに対応できるように事業者の確保に努めます。

(6) 一時的支援の充実

- ・一時的な介護となる「短期入所」や「日中一時支援事業」の利用により、障がいのある人を介護する家族の負担軽減を図ります。
- ・サービスの実施にあたっては、事業者のさらなる確保と質の向上を図ります。

(7) 日常生活用具等の支援の充実

- ・障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具・補装具の支給を実施します。

(8) 各種福祉手当の支給

- ・障がい基礎年金等の公的年金制度や重度心身障がい者等福祉年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、心身障がい者介助慰労金等の各種福祉手当を支給します。
- ・障がい者手帳の所持者が年々増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないよう、手続きに関して適切な情報提供を行います。

(9) 各種助成制度等の実施

- ・障がいのある人の所得税、住民税、相続税、贈与税、自動車税、事業税（あんま、はり等）等の控除、軽減・非課税等の措置に対する周知を図ります。
- ・障がいのある人の県の文化・スポーツ・レクリエーション施設、公園、市の文化施設、NHK 放送受信料、JR 等の旅客運賃・有料道路通行料金等の割引制度の周知と活用を図ります。

3 生活の場・地域活動の場の整備

(1) 地域活動の場の確保

- ・創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するための場として、「地域活動支援センター」の機能の充実及び質の向上を図ります。

(2) 施設等から地域生活への移行促進

- ・施設入所等から地域生活への移行を促進するため、地域移行支援や地域定着支援といった相談支援事業を利用し、自立支援の観点から、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスを提供し、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現できるように、提供体制の整備に努めます。
- ・精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、課題の検討、情報共有を行います。

4 地域福祉の推進

(1) 地域における見守りネットワークづくり

- ・地域で生活している障がいのある人とその家族が安心して暮らしていけるように、コミュニティ組織や民生・児童委員、福祉推進委員等と連携を図りながら、地域において障がいのある人を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。

(2) 障がい者団体等の自主活動への支援

- ・「身体障がい者福祉会」「手をつなぐ育成会」「聴力障がい者協会」等、障がい者団体についてのそれぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。

(3) まほろば「あいサポート運動」の促進

- ・奈良県が推進している、まほろば「あいサポート運動」を利用し、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発を行い、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現を目指します。



基本目標2

安心して安全な社会生活を送るために

施策4 《保健・医療》

1 疾病予防と早期発見・早期対応

(1) 母子保健施策の推進

- ・妊娠・出産・育児についての不安解消と正しい知識の普及啓発のために「ペアレンツクラブ（両親教室）」の充実を図ります。
- ・発達障がいを含めた障がいのある子どもを早期に発見し、対応するため、妊娠中からの保健指導や、出生後は発達にあわせ定期的な健康診査を充実します。
- ・発達の遅れ、疾病や障がいのあることが疑われる乳幼児、育児不安をもつ親に対して適切な助言や指導を行う「心理発達相談（すくすく相談）」の充実を図ります。
- ・相談、訪問指導等から速やかに療育につなげられるように、関係機関との連携による早期療育支援体制の充実を図るため、情報交換・協力体制づくりを推進します。

(2) 障がいへの対応・支援

- ・健康診査や各種がん検診の受診率の向上に努め、健康診査で治療が必要な人やがん検診で精密検査が必要となった人の受診率を向上できるよう努めます。
- ・健康教室の周知を図るとともに、内容についても地域性や生活習慣に配慮し、健康に関する正しい情報を提供します。また、市民自らの決定に基づいて健康増進や疾病予防、さらに障がいや慢性疾患に向き合う能力を高めるよう、実践も含めた生活習慣の改善や健康の保持、増進を支援します。

(3) 精神保健福祉の充実

- ・奈良県中和保健所及び奈良県精神保健福祉センターと連携し、市民への精神保健に関する正しい知識の啓発を行います。
- ・精神保健相談等の心の健康づくりに関する事業の推進に努めます。

2 保健・医療体制の充実

(1) 医療体制の整備

- ・医師会との連携のもと、市民が必要な時に適切な治療が受けられるように、市内の医療機関や保健福祉サービスの関係機関等による地域医療ネットワークづくりを推進します。
- ・精神障がいのある人の救急医療については、県内の精神科救急指定病院の当番制度を利用し、消防や地域組織等との連携を強化し、速やかに対応ができるよう支援していきます。

(2) リハビリテーション体制の充実

- ・奈良県総合リハビリテーションセンター等と連携し、障がいのある人が地域で豊かに生活するために、継続したリハビリを受けることができるよう体制を整備します。

(3) 難病患者への支援

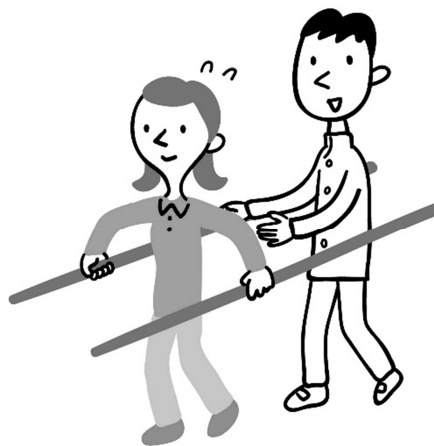
- ・奈良県中和保健所と連携し、市民の難病（特定疾患）に関する正しい知識の啓発、相談、情報提供を図るよう努めます。
- ・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するため、必要に応じて家庭訪問をする等適切な支援を行います。

(4) 医療費の給付・助成制度の実施

- ・自立支援医療や福祉医療、精神障がい者医療費助成の適正な運用を図り、障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

(5) 感染症対策の情報発信

- ・新型コロナウイルス感染症における影響下においても、必要な人が必要なサービス利用を継続できるよう、利用者及びサービス提供事業者への正確な情報提供及び情報共有に努めます。



施策5 《生活環境》

1 福祉のまちづくりの推進

(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

- ・施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の特性等を把握した上で、障がい者用トイレを含め、すべての人が利用しやすいトイレの整備や、優先駐車スペースの確保、エレベーターの設置等バリアフリー化を推進します。
- ・新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての市民が利用しやすい設備の導入を目指します。

(2) 道路環境の整備

- ・歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロック等、障がいのある人に限らず、すべての人にとって安全な道路環境の整備を進めるとともに、道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置要望等、設備の改善に努めます。

(3) 移動環境の整備

- ・市の公共バスの運行に際し、市内公共施設へのアクセス性を高め、施設の有効利用を促進します。また、障がいのある人や高齢者が安心して利用できる環境を整備し、さらに利便性の向上を図ります。
- ・車いす利用や障がいのある人の乗降が容易な「ノンステップバス」や「リフト(昇降機)付きタクシー」の導入、駅やバス停周辺等のバリアフリー化について、関係機関及び民間事業者に働きかけを行います。

(4) 移動環境の推進

- ・福祉タクシーについては、基本料金の助成、利用券を使用できるタクシー会社の拡充とともに、利用者への周知を図り利用を促進します。
- ・障がいのある人が自動車運転免許を取得する際、また就労目的等で自動車を取得し改造する際にその費用の一部を負担する「自動車運転免許・改造助成事業」を地域生活支援事業の社会参加促進事業として実施します。

(5) 居住環境の整備

- ・居宅における段差の解消や手すりの取り付け等、住宅改修に要する経費の一部助成制度の周知を図り、利用を促進します。

2 防犯・防災対策の推進

(1) 防災体制の整備

- ・防火・防災知識の普及に努め、消火器の設置や家具の固定、安全な部屋での就寝等、防火・防災意識の向上を図ります。また、地域防災マップによる危険箇所や避難場所の周知徹底を図ります。
- ・防災行政無線等あらゆる情報通信媒体を使って、災害時に障がいのある人への確かな災害情報を提供します。
- ・各地域での自主防災組織を通じて、地域住民の防災への意識の向上を図るとともに、平常時からお互いに助け合い、協力しあう関係を築き、災害に強い地域づくりを推進します。
- ・NET119等、聴覚や言語に障がいのある人のための緊急通報システムの普及を図ります。

(2) 地域における支援体制づくり

- ・地域犯罪や万一の火災や地震等の緊急時において、障がいのある人の救出や救護対策として、地域の自主防災組織や民生・児童委員等、地域住民が一体となった協力体制づくりを行います。
- ・障がいのある人等の災害弱者に対応するため、「葛城市地域防災計画」の災害時要援護者対策を基本としながら、地域で障がいのある人の了解を得た上で、登録制の災害時要援護者台帳を作成し、登録者の障がいに適した情報伝達方法や避難誘導體制、避難場所等の把握に努めます。
- ・障がいのある子どもを持つ家庭における防災時の備えとして「葛城市手をつなぐ育成会」が作成した防災確認シート「あんしん」の活用を啓発し、防災意識を高めます。

(3) 消費者被害の防止

- ・障がいのある人や高齢者を狙った消費者被害防止のため、広報やパンフレットをはじめ、あらゆる機会を活用して悪徳商法等についての情報提供を行います。また、苦情等に関する相談の充実に努めます。



基本目標3

健やかで活力ある生活を支えるために

施策6 《雇用・就労》

1 就労機会の拡大

(1) 就労の場の開拓

- ・障がい者が軽度であっても職業につくことが困難なケースが多いため、障がいの内容に応じて個々の能力を生かした働く場の整備を検討します。
- ・毎年9月の「障がい者雇用支援月間」を中心に、大和高田公共職業安定所と連携を図りながら、障がい者雇用への理解と積極的な協力を要請します。
- ・雇用の困難な重度の障がいのある人については、個々の個性と能力に応じて就労できるよう、短時間勤務、在宅勤務等多様な勤務体制の導入が図られるよう事業者へ働きかけます。

(2) 企業に対する就労の啓発

- ・大和高田公共職業安定所や奈良障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、企業の障がい者雇用に関する相談に対し、きめ細かな対応ができる体制の充実を図ります。
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用事業）の活用等によって、障がいのある人の一般就労の促進を図るため、企業・事業者に向けて各制度の周知を図ります。

(3) 公共機関への就労の促進

- ・市をはじめとする公共機関が率先して、障がいのある人の就労可能な分野への障がい者雇用を推進します。

(4) 就労施設等からの物品等の購入の促進

- ・障がい者就労施設等における障がいのある人の就労機会の確保のため、物品等の優先調達を推進し、福祉的就労に就いている人の工賃の向上に努めます。

2 就労支援と相談体制の充実

(1) 相談・助言体制の充実

・大和高田公共職業安定所や奈良障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携・協力を図ります。また、障がいの種類や程度、適性や能力等多様な要望に応じた個別的な職業相談・指導にきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。さらに、就職前から就職後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言を行います。

・障がいのある人の雇用、職業相談に関わる行政関係職員の資質の向上に努めます。

(2) 就労移行支援の充実

・一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間に知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。

・大和高田公共職業安定所や事業所と連携し、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用することで、障がいのある人を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援を行います。

(3) 就労継続支援の充実

・一般企業への就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上に向けた支援を行います。

(4) 就労定着支援の充実

・一般就労された人に対し、就労に伴って生じる課題を解決し、長く働き続けられるよう適切な支援を行います。

(5) 安定した就労への支援

・奈良障がい者職業センターや障がい者就業・生活支援センターと連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障がいの特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援します。

・職場定着を図るため、従業員の理解が得られるよう職場理解の推進を図ります。

施策7 《社会参加》

1 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

(1) スポーツ活動への支援

- ・グラウンドにある多目的トイレの整備や体育館の段差解消等を計画的に実施し、障がいのある人の利用に配慮したスポーツ施設の整備を推進します。
- ・障がいのある人とない人がともにスポーツ活動に参加することを促進します。
- ・パラリンピックが盛んになっている等、時代背景にあわせて、障がいのある人のスポーツ活動の中に競技スポーツ等も取り入れていけるよう支援します。
- ・障がいのある人のサークル活動を支援するとともに、新たな参加やサークルの組織化を支援します。
- ・地域における障がいのある人を対象としたスポーツの指導者の育成を図るため、県等の講習会への出席等を支援し、指導員、審判員の確保・育成に努めます。

(2) レクリエーション活動の推進

- ・障がいのある人が、地域住民と交流することができ、かつレクリエーションを楽しむことができるよう、ふれあい交流の場づくりを推進します。
- ・施設のバリアフリー化等、障がいのある人の利用に配慮したレクリエーション施設の改善・整備を推進します。
- ・社会福祉施設等で保有する会議室を障がいのある人へ開放し、地域におけるレクリエーション活動の機会の拡充を図る場とします。
- ・障がいのある人のレクリエーション活動においては、専門的な指導者の役割が重要となるため、地域におけるボランティア等を含めて幅広い視野を持った指導者の確保・育成に努めます。

(3) 文化・芸術活動への参加促進

- ・障がいのある人もない人も、ともに講演会や美術展、演劇公演、音楽会等優れた芸術・文化に触れる機会の拡充に努めます。
- ・文化・芸術の催し物の情報提供を充実させるとともに、障がいのある人の自立的な文化・芸術活動に際しての指導者の派遣や活動の発表の場や機会の拡大等の支援を充実します。
- ・「奈良県障がい者作品展」「葛城市心身障がい者(児)作品展」への出展を広く周知し、多くの方に参加してもらえるよう促進します。

2 地域活動等への参加・参画の促進

(1) 地域活動への参加支援

・地域の一員として、町内会や子ども会、ボランティア活動、お祭り等の地域行事、また、地域コミュニティ活動への障がいのある人の参加を促進します。さらに、参加しやすい環境づくりや障がいのある人への積極的な働きかけを行います。

(2) 政策・方針決定の場への参画

・市政に関わる情報提供を充実し、審議会・委員会や政策・方針決定の場への障がいのある人等の参画を進め、各関係部署と協議・調整を図りながら、市政に障がいのある人の意見も反映できるよう努めます。

3 交流活動の促進

(1) 地域ふれあい交流の促進

・市民の誰もが利用でき、地域に開かれたふれあい交流の拠点としての「ゆうあいステーション」の利用を促進し、障がい者福祉と高齢者福祉の総合的な機能を持つ施設としての運用を図ります。

・地区の公民館や集落センターで実施している、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える「いきいきふれあいサロン」を支援します。

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動による交流拡大

・「奈良県障がい者スポーツ大会」等への参加を支援し、交流を促進します。

・各種のイベントや活動の会場について、障がいのある人に配慮した会場づくりに努めます。



第3部 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の概要について

第1節 計画の目的

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第6期葛城市障がい福祉計画」と位置づけます。

障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

第2節 計画策定の基本的指針

本計画は障害者総合支援法等の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項に配慮し、計画を策定いたします。

- (1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

第2章 基本指針に定める成果目標

第1節 施設入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針

目標
①地域生活に移行する人数 令和5年度末で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■ 本市の目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	30人	実績
【目標】①地域生活移行者の増加	2人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6%以上	
【目標】②施設入所者の削減	1人	(A)の時点から、令和5年度末における施設入所者の削減目標値
	1.6%以上	

入所施設事業者と入所者の地域移行に関する情報を共有し、希望される障がいのある人がスムーズに地域生活に移行できるよう、相談支援事業者等、関係機関と連携して支援体制を構築します。

第2節 地域生活支援拠点等の整備

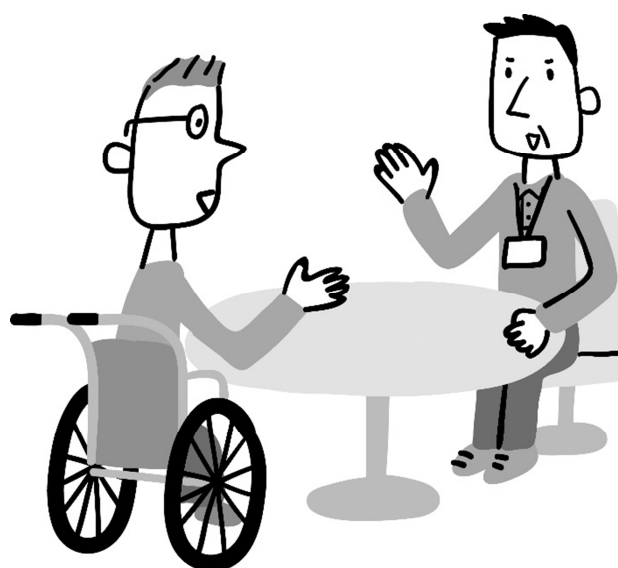
■ 国の基本指針

目標
地域生活支援拠点等の充実 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■ 本市の目標

項目	令和5年度末目標
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況	1か所

地域生活支援拠点については、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、協議しております。圏域内に整備できるよう、今後も協議を行います。



第3節 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針

目標
①一般就労への移行者数 令和元年度の一般就労への移行実績（5名）の1.27倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。
ア. 就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績（2人）の1.30倍以上とすることを基本とする。
イ. 就労継続支援A型事業 令和元年度の一般就労への移行実績（3人）の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。
ウ. 就労継続支援B型事業 令和元年度の一般就労への移行実績（0人）の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。
②就労定着支援事業利用者 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
③就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■ 本市の目標

項目	令和5年度目標
一般就労への移行者数	8人
ア. 就労移行支援事業	3人
イ. 就労継続支援A型事業	4人
ウ. 就労継続支援B型事業	1人
就労定着支援事業利用者	3人
就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所数	1か所

障がいのある人の個性と能力に応じた就労先が見つかるよう、就労支援に関わる関係機関と連携し一般就労への移行を促進します。

就労定着支援事業については、市内での就労定着率8割以上の事業者の確保に努めます。

第4節 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針

目標
相談支援体制の充実・強化等 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■ 本市の目標

中和地区3市1町障がい者自立支援協議会及び市の相談支援事業所連絡会議の場を活用し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。

第5節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本指針

目標
障がい福祉サービス等の質の向上 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

■ 本市の目標

障がい福祉サービスの提供に関する内容等の質の向上を目指し、研修に参加する等、職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を実施できる体制を図ります。

第3章 障がい福祉サービス

第1節 障がい福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

■ サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅介護支援員（ホームヘルパー）が障がいのある人の居宅を訪問し、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、移動及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護や排泄・食事等の介護その他外出する際に必要とする援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護やその他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
居宅介護	時間/月	565	595	592	636	645	654
	人/月	32	35	34	36	37	38
重度訪問介護	時間/月	206	199	202	270	270	270
	人/月	1	1	1	3	3	3
同行援護	時間/月	95	71	43	128	128	128
	人/月	7	5	4	7	7	7
行動援護	時間/月	582	639	538	707	783	859
	人/月	22	24	21	28	31	34
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

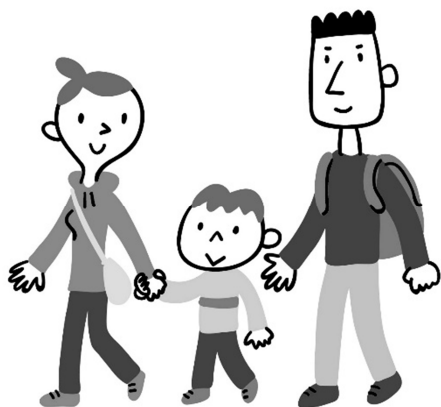
※「時間/月」=月間平均の延べ利用時間

「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

訪問系サービスについては、今後も利用実績の増加が見込まれます。ニーズに対応した事業者の確保に努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けられるよう、事業者の専門性と質の確保に向けた支援を図ります。

現在、サービスの整っていない重度障がい者等包括支援については、将来を見据えて、事業者の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

■ サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象として、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・起業を希望する障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性や意向にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	一般企業等への就労を希望する人に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人で、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、十分な介護ができない場合に、障がいのある人に短期間入所していただき、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,521	1,668	1,710	1,823	1,901	1,978
	人/月	80	86	87	94	98	102
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	38	31	27	45	45	45
	人/月	3	3	2	3	3	3
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	43	50	19	60	60	75
	人/月	3	4	2	4	4	5
就労移行支援	人日/月	167	183	119	189	231	273
	人/月	9	9	7	9	11	13
就労継続支援A型	人日/月	456	438	441	616	660	704
	人/月	25	23	24	28	30	32
就労継続支援B型	人日/月	958	1,085	1,320	1,440	1,530	1,620
	人/月	57	64	75	80	85	90
就労定着支援	人/月	0	0	2	3	3	3
療養介護	人/月	5	5	5	6	6	6
短期入所（福祉型）	人日/月	104	161	118	175	196	217
	人/月	16	24	21	25	28	31
短期入所（医療型）	人日/月	7	9	6	8	8	8
	人/月	1	1	1	1	1	1

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人日/月」=月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

地域生活の充実に向けて、日中活動の場の確保が求められます。市内の事業所と連携し、利用者のニーズに対応できるよう確保に努めます。

また、サービス利用希望者に対して、サービスの内容が適切に周知されるよう、情報提供を行います。

就労系サービスについては事業者の確保とともに、安定的な就労と社会参加ができるよう、就労支援に関わる関係機関との連携を深めます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの種類と内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	定期的に利用者宅を訪問し、生活状況や体調面について確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間 (実績)			第6期計画期間 (計画値)		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	25	27	27	30	32	34
施設入所支援	人/月	31	30	30	30	30	29
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

共同生活援助(グループホーム)については、障がいのある人の自立した生活や地域での生活を支えていく上で、居住の場としての確保が求められます。

施設入所支援については、利用者の意向等を踏まえ、可能な人は地域移行を推進するため事業者と連携を図ります。

自立生活援助については、障がいのある人が地域で安心して生活するためのサービス提供体制の確保を図るとともに、事業者の確保に努めます。

(4) 相談支援サービス

■ サービスの種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容を見直します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、地域移行支援計画の作成や相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	24	26	29	33	36	39
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	2	2

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

相談支援については、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者の意向や状況を踏まえ、サービス等利用計画を作成し、サービスの利用につなげます。相談支援専門員は計画の作成だけでなく、関係機関と連携し、基本相談を含め、障がいのある人の生活を総合的にサポートします。また、入所・入院から地域移行に向けた支援も行っていきます。相談支援がスムーズに行えるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

第4章 地域生活支援事業

第1節 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

■ サービスの内容

内容
障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動等を行います。

■ サービス見込み量

	実施の有無	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		無	無	有	有	有	有

《確保に向けた方策》

障がいの特性や理解を深める講演会等の開催、広報等での啓発活動を行い、共生社会実現のために地域住民に対する理解促進と意識啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

■ サービスの内容

内容
障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人自身やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■ サービス見込み量

	実施の有無	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業		無	無	無	有	有	有

《確保に向けた方策》

当事者団体等が主体的に実施するレクリエーション・文化活動・講習会等を支援していきます。関係機関や地域住民と連携してピアサポートの充実に取り組むことで、障がい者や支援者が気軽に集うことのできる機会の充実に努めていきます。自発的活動をバックアップし、ピアサポート等、適切な支援体制の構築について検討を進めます。

③ 相談支援事業

■ サービスの内容

内容
障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6

《確保に向けた方策》

障がい福祉サービスや生活に係る各種相談について、指定相談支援事業所6か所と連携した事業の推進を継続して行っていくことで、誰でも安心して相談ができ、必要な情報や助言が得られる体制の強化に努めます。

※葛城市委託相談支援事業所（全6か所）

- ・葛城市社会福祉協議会（葛城市）
- ・まんだらトポス（葛城市）
- ・葛城育成会（葛城市）
- ・しえ〜く（香芝市）
- ・どんぐり（香芝市）
- ・なっつ（大和高田市）

④ 成年後見制度利用支援事業

■ サービスの内容

内容	
障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申立てに要する経費や後見人報酬に対する費用の全部または一部の補助を行います。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

《確保に向けた方策》

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、申し立てに要する経費や後見人報酬に対する補助を行う事業であることの周知体制を強化します。

⑤ 意思疎通支援事業

■ サービスの内容

内容	
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により意思疎通を支援します。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣事業	件/年	14	12	24	25	30	35
要約筆記者等派遣事業	件/年	0	3	1	3	3	3

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

《確保に向けた方策》

意思疎通支援事業については、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を背景に推進していく必要のある事業です。引き続き事業の周知を図るとともに、利用の申請があった場合や市が主催する事業の中で必要な際には、速やかに対応できるよう体制の強化に努めます。

手話通訳者については、現在、市役所新庄庁舎と當麻庁舎においてそれぞれ週1回半日ずつ配置しています。今後も利用者のニーズを十分に考慮し、施策に反映できるよう努めます。

また、社会福祉協議会に事業を委託することにより、事業内容のさらなる充実を図ります。

⑥ 日常生活用具給付事業

■ サービスの種類と内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	2	0	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	2	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	6	3	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	2	2	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	891	939	987	1,000	1,020	1,040
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	1	1	2	2	2

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

《確保に向けた方策》

利用者の要望や障がいの特性に合わせ、適切な日常生活用具を給付するとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

在宅生活をしている障がいのある人の日常生活上の利便性の向上を図るため、日常生活用具の取り扱い事業者を引き続き広く確保するとともに、障がいのある人の地域移行がよりスムーズに行えるよう、サービスの拡充に努めます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■ サービスの内容

内容	
聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。1年おきに入門課程と基礎課程の養成講座を開講し、2年通しての受講で手話奉仕員の養成講習が終了します。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	11	2	13	13	15	15

《確保に向けた方策》

本市では、養成講習を修了した人に市の手話奉仕員として登録してもらい、意思疎通支援事業の手話通訳者の派遣業務に従事してもらえるような制度の構築を目指す予定です。県では、平成29年4月に「奈良県手話言語条例」が施行され、本市においても手話奉仕員の普及・啓発を強化していくことが求められているため、養成講習についても受講促進に努めます。また、社会福祉協議会に事業を委託することにより、事業内容のさらなる充実を図ります。

⑧ 移動支援事業

■ サービスの内容

内容	
屋外での移動が困難な障がいがある人に、外出のための支援を行います。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	599	597	597	650	680	710

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「時間/月」=月間平均の実利用時間数

《確保に向けた方策》

障がいがあり、一人で外出することが困難な人を対象に、ガイドヘルパーを派遣することで外出支援を行っています。このことは、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、それぞれが地域社会の中で自分らしく暮らしていく、また、その中で一定の社会的責任を果たしていく上で、とても重要な役割を担っています。そのため、できるだけその人の生活実態に応じた支援が可能となるよう、今後も引き続き、事業者・ヘルパーの確保とともに支給量の確保に努めます。

⑨ 地域活動支援センター事業

■ サービスの内容

内容	
利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。	
I型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。	
II型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型（市内）	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	15	14	18	20	22	24
I型（市外）	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	8	8	5	10	11	12
II型（市外）	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	2	1	1	3	3	3

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

地域活動支援センター事業は、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等、様々な役割を果たしており、利用者の障がいの状態や体調等にに応じた利用が可能となっています。

引き続き、定期的な利用が困難な障がいのある人が利用しやすい場となるよう、安定的な運営と活動の場の確保に向け支援を行っていくとともに、情報提供や、他のサービスを含め適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。



(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

■ サービスの内容

内容	
訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間 (実績)			第6期計画期間 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	2	2	2

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

引き続き必要なサービス提供体制を確保するとともに、事業の周知とサービス利用の促進を図ります。

② 更生訓練費給付事業

■ サービスの内容

内容	
身体障がい者更生援護施設（身体障がい者療護施設及び国立施設を除く）に入所または通所している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間 (実績)			第6期計画期間 (計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	人/月	0	0	0	1	1	1

(令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

対象者のニーズがあった場合、速やかに対応し、サービスの確保に努めます。

③ 日中一時支援事業

■ サービスの内容

内容	
障がいのある人の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族等、介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/月	24	20	17	22	24	26

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

障がいのある人の日中活動の場や見守り等の場として、今後も一定のニーズが見込まれます。利用を希望される人がもれなくサービス受給につながるよう、日中における活動の場を確保するとともに、支援の充実に努めます。

④ 福祉ホーム事業

■ サービスの内容

内容	
住居を求めている障がいのある人が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することによって、地域生活を支援します。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	人/月	3	1	1	1	1	1

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

利用の増加は見込まれていませんが、必要とする人にサービスが提供されるよう、今後もサービス内容の周知と体制の確保に努めます。

⑤ 社会参加支援事業

■ サービスの内容

内容
障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1	1	1	1

《確保に向けた方策》

毎年、概ね1回程度、芸術・文化展覧会を開催しており、今後も引き続き開催し、地域交流の場としての機能を高めていきます。



⑥ 自動車運転免許取得費補助事業

■ サービスの内容

内容	
身体障がい者手帳の交付を受けている人で、肢体不自由または聴覚障がいのため運転免許証に条件が付されている人が運転免許証交付後に、自動車運転免許の取得に要した費用を助成します。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費補助	人/年	0	0	0	1	1	1

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

《確保に向けた方策》

対象者からのニーズがあった場合、速やかに対応し、サービスの確保に努めます。

⑦ 自動車改造費補助事業

■ サービスの内容

内容	
上肢、下肢または体幹機能障がいの身体障がい者手帳4級以上を持ち、自動車運転免許証に改造条件が付されている人が就労のために自動車を取得する際、ブレーキやアクセル等の改造に要する費用を助成します。	

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費補助	人/年	0	0	0	1	1	1

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

《確保に向けた方策》

対象者からのニーズがあった場合、速やかに対応し、サービスの確保に努めます。

第5章 その他の指標

第1節 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

■ 指標の概要

内容
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数についての年間の見込み

■ サービス見込み量

		第6期計画期間（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	か所	0	1	1
検証及び検討の実施回数	回	0	1	1

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点の設置等、サービス提供体制の構築を推進します。



第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 指標の概要

内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数 現に利用している精神に障がいのある人の人数、ニーズ、入院中の精神に障がいのある人のうち、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した利用者数の見込み

■ サービス見込み量

		第6期計画期間（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	12	12	12
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1

地域包括ケアシステムについては中和地区3市1町障がい者自立支援協議会とも協議しながら、重層的な連携による支援体制に必要な協議の場の在り方を検討し、地域包括ケアシステムの体制整備を進めます。

第3節 相談支援体制の充実・強化等

■ 指標の概要

内容
総合的・専門的な相談支援 障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み
地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み

■ サービス見込み量

		第6期計画期間（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	2	2	2
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	1	1	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	2	2	2

総合的・専門的な相談支援を実施できる体制を整え、相談支援の質の向上、事業者との連携強化に向けた取組を進めていきます。

第4節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 指標の概要

内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み
指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み

■ サービス見込み量

		第6期計画期間（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	2	2	2
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回	1	1	1

障がい福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加し、障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組みます。また県や近隣市町村と障がい福祉サービスの事務全般について情報共有を図ります。

第4部 障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画の概要について

第1節 計画の目的

障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第2期葛城市障がい児福祉計画」と位置づけます。

障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

第2節 計画策定の基本的指針

本計画は障害者総合支援法等の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項に配慮し、特に障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援を中心として計画を策定します。

- (1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

第2章 基本指針に定める成果目標

第1節 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針

目標
①児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
②保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■ 本市の目標

項目	令和5年度末目標
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の利用体制の構築	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有

児童発達支援センターは圏域内に1か所設置されており、本市の児童の受け入れも行っていきます。本市では障がいのある子どもを児童発達支援センターの支援につなげられるよう、引き続き、相談支援及びニーズの把握に努めます。

保育所等訪問支援を受けられる事業所については圏域内に設置されており、保育・教育機関との連携により、保育所等訪問支援等の提供体制の強化に努め、必要な支援が提供されるよう取り組みます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域内に1か所設置されており、必要なニーズへの対応を行っていますが、より迅速な対応ができるよう、体制整備を検討します。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、こども・若者サポートセンター、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所等と、医療的ケアを必要とする子どもの支援に関する協議を行っていますが、今後も関係機関と連携し、協議の場の確立に取り組みます。

インクルーシブ教育を推進して重層的な地域支援体制の構築を目指し、医療的ケアを必要とする子どもが健診により早期に発見され、心理士や療育教室、病院等につながるよう、切れ目のない支援体制の強化に努めます。

また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターは相談支援事業所に配置しておりますが、各分野の支援の利用を調整できるコーディネーターを更に確保するため各種研修等への参加を促します。

第2節 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■ 指標の概要

内容
地域における医療的ケア児のニーズを勘案した配置人数の見込み

■ サービス見込み量

		第6期計画期間（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置	人	1	1	1

第3章 障がい児福祉サービスの実績と見込み

第1節 障がい児支援事業

■ サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障がい児相談支援	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

■ サービス見込み量

		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	323	297	228	398	413	428
	人/月	53	51	36	53	55	57
放課後等デイサービス	人日/月	955	1,127	1338	1518	1650	1771
	人/月	91	105	125	138	150	161
保育所等訪問支援	人日/月	1	2	2	3	4	4
	人/月	1	2	1	3	4	4
医療型児童発達支援	人日/月	11	0	0	16	16	16
	人/月	1	0	0	1	1	1
障がい児相談支援	人/月	25	24	28	33	37	41
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1

（令和2年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人日/月」=月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」=月間平均の実利用人数

《確保に向けた方策》

障がいのある子どもが切れ目のない支援を受けながら健やかに育っていくために、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。また必要としているサービスが適切に提供されるよう、各サービスの情報周知に努めます。

サービスの利用が多い児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援については、今後も利用の増加が見込まれることから、事業者と連携し、サービス提供体制の確保を図ります。

また、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については利用が少ないため、サービスの情報周知とともに事業所の確保を図ります。

第5部 資料編

1. 葛城市障がい者計画等策定委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定並びに障がい者福祉の推進について広く意見を聴取するため、葛城市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、議会代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、障がい者団体、行政関係者、一般公募者その他市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の任期)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成25年告示第179号) 抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

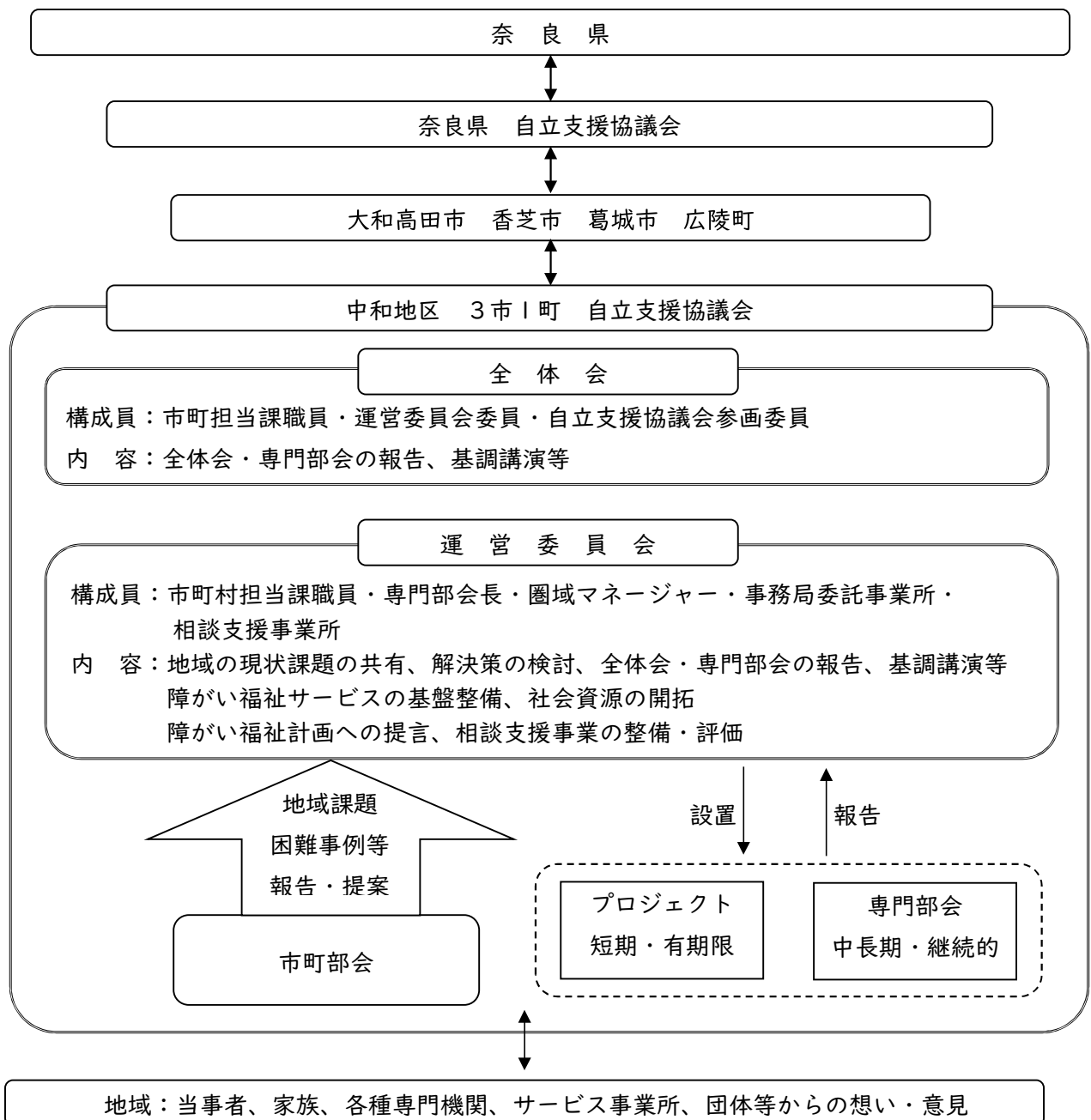
(順不同/敬称略)

氏名	所属	備考
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授	委員長
山本 忠彦	医師会代表	職務代理
杉本 訓規	議会代表	
山田 全啓	中和保健所長	
伊藤 栄亮	大和高田公共職業安定所代表	
吉藤 ひろみ	民生児童委員連合会代表	
橋本 侑子	ボランティア連絡協議会会長	
田中 敏幸	社会福祉協議会事務局長	
尾上 晃造	身体障がい者福社会会長	
松井 成美	手をつなぐ育成会会長	
東野 久子	精神障がい者家族会代表	
中村 峰香	一般公募	
棚田 忍	一般公募	
石橋 和佳	学校教育課	
西川 恵津子	こども・若者サポートセンター	

2. 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会

地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町の3市1町で「中和地区3市1町障がい者自立支援協議会」を運営しています。今後も「広域連携による福祉サービスの向上」「相談支援体制の充実・強化」「課題解決に向けた専門性の高い部会運営」「社会資源のさらなる活用」「障がい福祉計画の評価」の5つを目的として、業務を推進します。

■地域協議会の運営体系



3. 障がい者に関するマーク

障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で昭和59年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。

信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。

身体障がい者標識（身体障がい者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関をはじめ、デパート、レストラン等の民間施設は、身体に障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障がいは見た目には分からないため、誤解等による社会生活上の不安が少なくありません。

相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解した上でのコミュニケーション方法等の配慮が必要です。

オストメイト／オストメイト用設備マーク



オストメイトとは、がん等で人工肛門や人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人を指します。

このマークは、オストメイトであること及びオストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。

ハート・プラス マーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人は外見からは分かりにくく、様々な誤解を受けることがあるため、内部障害への配慮が必要です。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上 50 c m 程度に掲げ、SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

手話マーク



耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所や公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗等、手話による対応をできるところが掲示できるマークです。

筆談マーク



耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所や公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗等、筆談による対応をできるところが掲示できるマークです。

4. 葛城市内のサービス事業所・相談支援事業所

○指定障がい福祉サービス事業所（令和2年12月1日現在、事業者番号順）

居宅介護（15事業所）	訪問介護事業所あい	葛城苑
訪問介護ステーション ソワン	介護サービス和楽	ふれあい作業所
居宅介護事業所ピース	NPO 法人 葛城育成会	大和
有限会社陽だまり	ゆかり	柵の郷ワークセンター
有限会社かつらぎケアサービス	千代がみ	つなぐ
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	訪問介護ベストケア大和	就労移行支援（A型）（1事業所）
ニチイケアセンター新庄	同行援護（7事業所）	就労支援事業所バンビ
訪問介護R	有限会社かつらぎケアサービス	就労移行支援（B型）（3事業所）
訪問介護ステーション心	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	ふれあい作業所
訪問介護事業所あい	訪問介護ステーション心	Coco-Make 葛城
介護サービス和楽	NPO 法人 葛城育成会	就労支援事業所バンビ
NPO 法人 葛城育成会	ゆかり	短期入所（4事業所）
ゆかり	千代がみ	葛城苑
千代がみ	ケアステーション風未来	ショートステイ和の里
ケアステーション風未来	行動援護（7事業所）	ショートステイあおぞら
訪問介護ベストケア大和	居宅介護事業所ピース	ショートステイHOLLYVILLAGE
重度訪問介護（14事業所）	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	共同生活援助（4事業所）
訪問介護ステーション ソワン	訪問介護ステーション心	ケアホーム ジョー・マキュー
居宅介護事業所ピース	介護サービス和楽	HOLLY VILLAGE
有限会社陽だまり	NPO 法人 葛城育成会	つばさ
有限会社かつらぎケアサービス	ゆかり	HOLLY VILLAGE あおぞら
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	千代がみ	施設入所支援（1事業所）
ニチイケアセンター新庄	生活介護（7事業所）	葛城苑
訪問介護R	デイサービス ピース	
訪問介護ステーション心	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	

○指定障がい児通所支援事業所（令和2年12月1日現在、事業者番号順）

児童発達支援（3事業所）	放課後等デイサービス（6事業所）
おもいやりキッズ	おもいやりキッズ
アクトパーク	アクトパーク
ぱどま	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
	ぱどま
	ふれあいこころ
	まなび家新庄

○障がい者（児）相談支援事業所（令和2年12月1日現在、事業者番号順）

障がい者（児）相談支援事業所（8事業所）	
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	相談支援センター 心 ※障がい者のみ
まんだらトポス	株式会社和楽
和 ※障がい者のみ	アクトパーク
NPO 法人葛城育成会	NPO 法人あるふあ

5. 用語解説

【あ行】

■インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す考え方であり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

【か行】

■ガイドヘルパー

視覚、全身性、知的障がいによって一人での外出が困難な方が安全に出かけられるよう、移動介護サービスを提供する資格となります。障がいのある人が積極的に社会活動に参加していくうえで外出時における重要なサービスです。

【さ行】

■児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。また、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域支援の拠点となっています。

■児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目的とする法律です。

■障がい児通所支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等を指します。

■障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を推進することを目的とする法律です。

■障がい福祉サービス

「居宅介護」「生活介護」等のサービスが含まれている「介護給付」と「自立訓練」「就労移行支援」等のサービスからなる「訓練等給付」を総称する呼称です。

■小児慢性特定疾病

児童福祉法では、18歳未満の子ども（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も含む）の疾病のうち、「当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病」と定義されています。

■自立支援医療

障害者総合支援法に基づく、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

■身体障がい者手帳

身体に障がいのある人が各種サービス等を受ける上で必要となるもので、本人等が所定の医師の診断書を添えて手帳の交付を申請し、一定の障がいと認められると交付されます。

■精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある人が各種サービスを受ける上で必要となるもので、本人等が所定の書類を添えて手帳の交付を申請し、一定の精神障がいと認められると交付されます。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的に障がいのある人、精神に障がいのある人等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりすること等により、これらの人を不利益から守ります。

【た行】

■地域移行支援

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等を含む）に戻るために行う支援のことです。

■地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する場のことです。

■地域自立支援協議会

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するものです。

■地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据えた地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みであり、相談・体験の機会を提供する機能や緊急時の対応等の機能を備えたサービス提供体制です。

■地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

■地域包括ケアシステム

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された社会システムです。

■特別支援学校

学校教育法で規定された、心身に障がいのある児童を対象とする学校です。視覚に障がいのある人、聴覚に障がいのある人、知的に障がいのある人、肢体不自由のある人等に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

【な行】

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。

■日中一時支援事業

障害者総合支援法に定める地域生活支援事業。障がいのある人の日中における活動の場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。

■ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることです。

【は行】

■発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。

■ピアサポート

同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて共同的にサポートを行う相互支援の取組のことをいいます。

【ま行】

■モニタリング

サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）に沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることをいいます。

【ら行】

■ライフステージ

人の発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れ、これをライフステージと呼びます。本計画では、乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期の5つで区分しています。

■療育手帳

知的障がいのある人が各種サービスを受ける上で必要となるもので、本人等が所定の書類により手帳の交付を申請し、児童相談所または障がい者更生相談所による判定結果に基づき決定により交付されます。

葛城市障がい者計画

第6期葛城市障がい福祉計画

第2期葛城市障がい児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行者：葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【當麻庁舎】

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

T E L 0745-48-2811 (代)

F A X 0745-48-3200

【新庄庁舎】

〒639-2195

奈良県葛城市柿本 166 番地

T E L 0745-69-3001 (代)

F A X 0745-69-6456
